

82-611



法學士 和田良平 譯

思

想

ホリチックス 譯

明治
43.10.18
内交

寶永館書店

緒言

本書は英米及歐洲大陸に於ける政治の大勢
並に最近の趨勢を簡單に集中し、明瞭に論述
し讀者に大略的知識を得せしめんを目的と
せるものなれば餘暇一讀の勞を賜はらば幸
甚

著者識す

政治思想

目次

第一章	歐羅巴に於ける政治的趨勢	一
第二章	第十九世紀に於けるナポレオン	四
第三章	モンロー主義	一三
第四章	英吉利の政治組織	二一
第一節	英國憲法	二一
第二節	天皇	二三
第三節	樞密院	三〇
第四節	内閣會議	三三
第五節	帝國議會	三九
第六節	政黨政治	四九
第五章	獨逸の發達	五四
第六章	英吉利に於ける穀物條例の廢止	八四
附テスレリー氏		一一一

第一章 歐羅巴に於ける政治的趨勢

第一、過渡の時代たる第十九世紀

千八百十五年以降世界の國際關係は非常なる發達を遂げ歐大陸以外に其範圍を擴張するに至り今尙其形勢を持続せり北米合衆國の如きも此間に於て國際場裡に其名を認めらるゝに至り英吉利は昔時より他の諸國に先立ちて大陸に關する利害を重しとし彼れの世界的關係が及ぼす所の影響を基とし歐羅巴大陸のあらゆる政治上の問題を考慮せざるへからざるの位置に立ち今尙其状態を繼續せり、他の數國も亦漸次此方面に於て利害關係を有することとなり且つ新發展の國にして嘗ては世界諸國の想像だもせざりし歐羅巴より去る遠隔の地に位せる例へは日本の如き新進國に於ける局部的問題ははしなく國際上の舞臺に上り直接の影響を及ぼすと同時に強き勢力を

有するの問題となれり、此見地よりするときは第十九世紀は實に是過渡の時代と云ふべく第二十世紀も亦其世紀の終結に先立ち歐羅巴に於ける局部的問題たる國力の平均及其大陸内に於ける環々たる問題を以て國際關係の主要なるものと爲す能はざるに至るや必せり併して茲に第十九世紀を通じて或系統を有する歐羅巴の政治的趨勢あり此の趨勢たるや世界歴史の上に於て實に重要なるものと云ふべし

第二、政治上の大變遷たる三個の系統

此等三個の系統の中には又三個の特別なる趣味を含有するも此の趣味たるや之を探究する決して難きにあらず蓋し此等の歴史は取りも直さず歐羅巴政治史の大部分を爲すものなり今之を左に擧ぐれば

一、佛蘭西大革命の間斷なき影響は延て人民の國家に對する權利擴張となり國王は又是を防遏せんとするの手段を講ずるの結果或は革命となり或は國政の變遷となり

今日にては殆ど到處として此聲を聞かざるなく進歩に進歩を重ね遂に自由政府及民主主義は勝利を得るの結果となれり

二、第一の趨勢と密接なる關係を有し且其大部分は前者と同一の原因より生長し來り而して國民の政府に對する權利擴張に依りて其發達を助勢せられたるものにして即ち絶對無限の權力を擅にせる爲政者の爲めに永く蹂躪せられたるものを覆し政治的單位の境界と其國民の領有せる地域は同一なるべく又國の政府は其性質上國民の意思の發現なりとの實を擧げんが爲めの行動にして其結果として國家的觀念の見地よりして著しく歐羅巴の地圖を改造するに至れり

三、東洋に起れる問題にして即ち土斯其帝國の漸次的滅亡は歐羅巴諸國の間に其繼承に關する競争を惹起し其問題に關連せる最も重要なるは該世紀に於て露西亞帝國が歐亞兩大陸に於て非常なる領土の擴張を爲したる事實なりとす

第二章 第十九世紀に於けるナポ

レオン

四

宗教及道德の指導者に對して最高の地置と尊敬を拂ふものとするも翻て又他の方面を觀察すれば人には元來野蠻的本能の具備せるものにして此本性は勇者に依て其存在を表彰せらるゝものなれば勇者にも亦殆同等の地位を與ふるの至當なることを記憶せざるべからず或詩人は曰く

勇者獨り巍然として活歩し

過去のあらゆる事實は皆其影に蔽はる

と然れ共宗教及道德の始祖は勇者に比して其名の永遠に顯著なる事實に徴するも此詩人の言必ずしも眞理なりと首肯する能はず併しながら勇者も亦各世紀を通じて快絶悲烈なる戦史に於て其名聲を留むるは争ふべからざる事實なり、第十九世紀も亦

此例に洩れず其當初十五年間はナポレオンの光榮と名聲噴々として其極に達し第十九世紀は實に有史以來未曾有の怪物を養ひたるものと云ふべくナポレオンは軍神殿に於て其先進者に敢て遅れを取らざるの地位を保持せり

アレキサンダー、シイザー、ナポレオンは共に所謂三體の軍神の化身にして人類中の半神的勇者とも稱すべきものなり、第十九世紀は其初期に於てナポレオンの偉大なる成功と異常なる幸運が極度に達せるを目睹し其終期に當りては彼の遺せる威力再び警くべき復興を來せるに際會し而して其勢力は今や全く反對の方向に於て表示せられ佛蘭西に於ては只に破壊的且輕悔的の非難を受くるに過ぎざりしと雖も英吉利及亞米利加合衆國に於ては寧ろ一つの強固なる英勇崇拜の傾向を鼓吹せり、インバリードに行けるシカゴの青年の所謂「ナポレオンは有史以來未曾有の鋭敏兒なり」との批評は亞米利加に於ける時代的文學の熱心に研究せるナポレオンの評論を一言にして表はし得たるものと云ふべし而してローズベリーの著したる「セントエレンナに

五

於けるナポレオン」に於てナポレオンは「神の命を受けたる掃蕩者なり」との批評は
社會の興味が新たになれる最近の例證なりと見做して可ならん

第十八世紀の將に去らんとする恰も七日前彼の恐るべき爆烈彈は四十有餘の家屋を
破壊し多數の人を慘殺したりしと雖もナポレオンは殆不可思議なる幸運に依りて之
を免れ猛烈なる爆發機をして彼の神秘なる生命を冒す能ざらしめたり、新世紀の開
始せられてより未だ七ヶ月ならずしてナポレオンは是迄數年間激烈なる敵意を以て
反目せし羅馬法皇と締約せり是れ實に注意すべき兆候にして彼革命兒は其功業を謀
るに於ては自己をしてセントピーターの相續者と互に親睦の關係に置くの必要ある
を發見せるが故也、恰も新世紀の開始せられたる時は軍神は恰も平和的精神状態にあ
りしものと見へ七月には羅馬法皇と平和條約を締結し十月には第一に露西亞と結び
次て又土斯其と媾和し其後六月にして英國と和親したりと雖も如何せん軍神殿の門
戸は久しく閉鎖せらるべくもあらず千八百二年八月ナポレオンは國民の興望に依り

What is
~~~~~

終身の第一執政に選舉せられしより其翌千八百三年三月に再び英吉利と覺端を開き  
戰亂相續ぎて十二年間に及び此偉大なる英傑がベルロフランの船中に捕虜の身とな  
りし時始めて其終結を見たり千八百三年より千八百十五年に至る十二年間は此世紀  
に於ける最も悲惨酷烈の舞台にしてトラファルガル、ラスメリツチ、イエナ、イーロ  
ー、モスコ、ライプチヒ、ウワートルロー等に於て相亞で殘忍兇惡の活劇を演じた  
り、其後佛蘭西の第一執政たるナポレオンは伊太利の王を兼ねるに至れり、彼がエル  
ベ島の囚禁より憤起して佛蘭西の皇位を掌握するに至までの成功はウワートルロー  
に於る一戰に全く水泡に歸し彼の運命は此一戰に於て全く賭敗したる者と云べし、  
彼のロード、ローズベリーの云へるが如く「戰爭は神の賭博なり」とするも神にあら  
ざるナポレオンをして只一舉にして斯く迄に重き致命的損失を蒙らしむるが如きは  
古來其例すくなし、敗者は素より其義務を果さるべからざるが故に彼はウワートル  
ローの一敗より大西洋の一孤島セントヘレナに於て配所の月を眺むると六星霜に

して遂に千八百廿一年洋海渺茫の孤島に於て無量の恨を残しつゝ遂に白玉樓中の人となりしより歐羅巴の大陸は茲に初て安堵の思ひを爲し重患を拂ひたるの感ありしと雖もナポレオンの神秘的威力は彼れの死に伴ふて未だ全く消失したるものと云ふべからず千八百四十八年ナポレオンの屍灰が國民の哀悼と共にインバリツドの寺院に於て莊嚴なる埋葬行はれしより後十九年彼れの甥小ナポレオンは軍神の赫々たる餘光に依りて佛蘭西の大統領に撰ばれ先代大ナポレオンの例に則り千八百五十二年自ら佛蘭西の皇帝なりと宣言せしむるに至りたるが如き皆大ナポレオンの餘威に依るものなり、千八百五十一年より千八百七十一年まで廿年間は大ナポレオンの怨靈は小ナポレオンの手を借りて事實に於て全歐羅巴を支配し小ナポレオンのセダンに於ける悲惨なる敗北により佛蘭西はナポレオンの魔魅を祓ひ始めて其浮はさる靈魂の呪咀に煩はさるゝの不幸なる状態を脱し得たり、斯の如くなるが故に生けるナポレオン及び死せるナポレオンは實際に於て他の何人をも排し第十九世紀に於ける唯一の支配者と云ふを得べし

然れ共ナポレオンを評するに只に軍神の化身にして單純なる怪傑なりと云ふは大なる誤なりと云はざるべからず、彼は第十八世紀の末葉に於て彼の名を帶し有名なるナポレオン法典の編纂を命じ其後四年にして法典編纂委員は少なからざる努力の結果所謂佛蘭西民法なるものを成就したり是れ即ち世人をして彼れの名を永遠に記憶せしむる唯一の紀念にして徒に銅の石碑に其名を刻し以て其紀念と爲すが如き虚飾の名残と同一の比にあらざるなり、吾人英國人は其當時未だ法律完全ならず從て法律の點に於ては未だ以て誇りとなすものなきを以て此強烈なる勢力と正確なる智識の産物たるナポレオン法典の佛蘭西を始めラテン人種の諸國に敷及せられたるを見て實に羨望と稱讚の外なかりし、此法律は千八百四年に佛蘭西に施行せられ次て千八百五年伊太利に千八百九年葡萄牙に爲政者の便利に依り順次之を施行せり其後又此法典を隨意自國に採用したる國も亦すくなからず故に法典編纂者としてのナポレ



オンの名聲は儘にオステリツヂに於ける勝利者としての名譽よりも尙ほ一層光輝あるものと云ふべし、彼の羅馬帝國の法典編輯者たるヂャスチニアンの名が後世幾百萬の人に記憶せらるゝ所以のものは只其羅馬法典の編纂者として知らるゝに止まりし其の長き治世に於て屢起りたる軍事的争闘其他多事なりし彼の境遇は彼の名を永遠に記憶せしむるに於て毫も貢獻する所あらざるなり、シャールマン、ナポレオン、等の偉人が彼の單に破壊的蠻傑たるタメラン、アツチラ等と區別せられ其名を後世に残す所以のものは其偉大なる立法者としての性質と大勝利者としての人傑と此二個の要素を兼備せるが故なり、故に戰場に於て如何に偉大の大勝を博したりと雖も勇者の有する破壊的性質と立法者及び政治家の建設的性質とを併せ有するにあらざれば未だ以て不朽の偉人と爲す能はざるなり、

佛蘭西の大革命は遂に歐羅巴の封建制度を破壊し其勢當るべからざるものありて若しナポレオンなかりせば其爆發は殆んど際限なく蔓延し止まる所を知らざるが如き

形勢なりしもナポレオンは之が鑄型となりて適度に之を調和し且つ革命的勢情を指揮して能く其目的に導き水雷の爲めに破碎せられたる舊船は修綴せられ暫時の間水上に其運行を繼續し得たりと雖も最後にナポレオンの爲に却て致命的打撃を蒙り遂に千八百四十八年に至りて全く其終りを告げたり、然るに舊思想は尙オーストリア、獨乙に出沒して之を惱ましイエナの一敗にも尙こりず近代思想に對する反抗を繼續したりと雖も近代思想は遂に勝利を得たり、佛蘭西の革命思想は其後世界の各方面に蔓延し佛蘭西は近代思想の過激なる沸騰の爲め遂に自滅の非運に接したりと雖も彼自己の犠牲は又彼れをして其世紀を司配せしむるに至らしめたり、計るべからざる運命の一大廻轉に依り遂に佛蘭西をして歐羅巴の司配者たるの地位を失はしめたるもの其ナポレオンの思想の感化に因る所すくなからず、獨逸が勃興して歐羅巴に優勢の地位を占めたるはナポレオン一世によりて其事實を與へられナポレオン三世に依りて其主義を與へられたるものと云ふべしプロシヤはイエナに於

二二  
ける大敗北が寧ろ其發展の原因となり且國內常備軍の養成に制限を加へられしより短期養成と國民皆兵主義を採りたる結果參謀モルトケの奇警敏活なる支配の下にありては實に當るべからざる戦具となり遂にオーストリアを敗り佛蘭西に勝ち其勢ひ當るべからざるものあり獨逸の統一を來すに於て此短期養兵法はすくなからざる貢獻をなしたるものなるが尙一層有効なる原因となりしものは國內一般に熱心なる國民主主義の唱導せられたるの事實にして此主義はナポレオン三世が特に熱心に唱導鼓吹したるものにして伊太利の平原に於て血的洗禮を受け以て此主義の發生を見たるなり、宰相ビスマルクがプロシヤ王をして獨逸の皇帝なりと宣言せしめたるに於て此等は其最も有效なる手段となれるものなり彼等が直接に歐羅巴の史上に與へたる影響は勢力眞に偉大なるものにして第十九世紀は取りも直さず佛蘭西とナポレオンとの活劇舞臺なりとの觀念を抱かしむるに至れり

## 第三章 モンロー主義

亞米利加合衆國は政治上に於て歐羅巴大陸と煩悩なる係累を避けざるべからずとは即合衆國の建設者たるウASHINGTON以來採り來りたる政策にして即歐羅巴大陸の列國をして亞米利加大陸に於て政治上の支配權を得る能はざるが如く防壓するの政策なり此政策は漸次に亞米利加合衆國の地位と勢力を増大するの結果を來せり、是所謂モンロー主義なるものにして其根原は獨り彼れの草案に出たるものにあらざるも大統領モンローに依て始めて具體的の宣言を見るに至れり此宣言は時恰も歐羅巴大陸の三四強國の連合より成れる所謂神聖同盟なるものに對して間接に防害を加へたるものなるを以て此同盟より強硬なる非難攻撃を受けたり、當時南米に於けるイスパニヤの殖民地は母國の内訌を奇貨とし自ら獨立を宣言してイスパニヤに反抗せしかば神聖同盟はイスパニヤの内亂を鎮定し延て反抗せる殖民地をも征復せんとする

の形勢なりしを以て機警にして外交に長したる大統領モンローは神聖同盟の此行動を抑制し且つ之に應せんが爲め千八百二十八年議會に對して左の教書を與へたり爾來之をモンロー主義と稱す其教書に曰く

○歐羅巴諸國の間に起れる戦亂に關しては吾人は未曾干涉を敢てしたることなきのみならず我國從來よりの政策に於ても亦之に向て干繋することを許さず吾人の宜しく仇を報し自衛の道を講ずべきは唯吾人の權利の侵害せられ我平和の脅かされんとする場合にあるのみ今若東半球の國人にして西半球に向て其勢力を擴張せんとするものあらば是即我國の安全及平和に危険を加ふるものなり、現今歐羅巴諸國の領有する土地に就ては余輩敢て之に干涉せざるのみならず今後と雖も決して干渉することなかるべし唯既に獨立國となり獨立の政治を行ひ合衆國が認めて以て獨立國となしたるものに向ては肆に威力を加へ若くは其版圖を侵害するが如きものあらんには余は直ちに此種の歐羅巴諸國を以て合衆國に對して敵意を挾むも

のと看做し兵力を用ふるも反抗せざるべからず又聯合各國にして彼等の政治的勢力を我大陸に普及せんとするものは之取りも直さず我平和幸福を傷くるものにして勿論我大陸諸國にして敢て危害を加へられざるに於ては自ら進で事を好むものにあらず故に如何なる形式に於てするも我大陸に政治的の干渉を爲すものあるときは我合衆國は斷して之を看過するものにあらずと、

此教書の當初露西亞英吉利及北米合衆國相集りて各自の權利を協定するに際しモンロー又曰へらく、

○「今各國相集りて各自の權利を協定するに際し我合衆國の權利々害に至大の關係を有せる此問題を提供して各國の承認を求むるは最も時機を得たるものと信す即ち我亞米利加大陸諸國は既に獨立を宣言し自衛の道を講ずるものなれば將來歐羅巴大陸諸國の殖民地設置の目的にあらず」と

此教書の最初の部分に付ては英吉利は快よく之を承認せり

國際上に於ける此宣言中に抱含せる重要な趣意を指摘すれば先づ第一に亞米利加大陸に於る獨立諸國の政治的事件に關し外國の干涉を防避し、第二に歐羅巴諸國の亞米利加大陸に於て將來殖民地を創設する事能はざる旨を警告するにあり第一の主義は明に自衛の權利を主張したるものにして素より一の政策にすぎざれば法律的効力を具備する者にあらず然れ共これ決して各小共和國を抑制する者にあらず寧ろ此等に對して保護を與るの趣旨に出たるものなり、第二の主義はジョン、クインシー、アダムスの説明せるが如く亞米利加大陸は既に各國の領域其境界互に接觸し最早外國の殖民地を設立し外國の主權を容るゝの餘地を存せざる事實を陳ぶるの趣旨にあり、此外交政策が大統領モンローに依りて宣言せられたる當時にありては何等法律上の制裁を有するものに非ず只單純なる宣言のみにても能く南亞米利加に於る諸國の政治的行動を防遏し得たるを以て強て法律的効力を有せしむるの必要を認ざりしなり、千八百二十三年以降屢々此主義をして法律的形式を有せしむべく勉めたり

と雖も遂に其目的を達する能はざりしが故に合衆國政府に於ては屢々此政策を適用すべき旨を告示せり、斯くして此政策は或行爲に對する法律的制裁を有するものにあらざるも其後は一つの政策として世に認めらるゝに至れり然れ共此は只だ一方的行爲に過ぎざるを以て國際公法上の一部分だも形成することなく且又亞米利加大陸の諸共和國にして一度歐羅巴諸國の餐食を蒙るの場合ありとするも北米合衆國は必ずしも是等諸共和國を救護せざるべからざる契約的束縛を受けたるものにあらず從て千八百二十六年パナマ會議に代理を派遣することに躊躇したるのみならず千八百八十九年に至るまではラテン人種に依りて成れる亞米利加諸國の會議には毫も關與することあざりしなり然れ共此モンロー主義なるものは發生以來多くの場合に於て之が適用を視彼のクリストンバロー條約に於ても實際に此主義の精神を透徹し千八百五十年英吉利及北米合衆國は中央亞米利加に於て殖民地を設立し要塞を築く等總ての權利を放棄し併せて其領土の一部たりとも占領せざる旨を宣言せり、此主

義は又彼の佛蘭西の干渉に依りてメキシコの皇帝となりたるマキシミリアムに對しても其適用を見、北米合衆國の内亂其終結を告ぐる迄は其應用を繼續せり此主義は又レセップのパナマ運河の成功充分なりとの豫想と共に其應用を適當なりと認められキウバ及びハワイ島の如きも屢々此主義の影響を蒙りたる所にして此等の諸島の合併に對する希望等時に或は矛盾の場合なきにあらずと雖も（千八百九十八年に至る迄イスマニヤのキウバに關する場合を除き）合衆國が歐羅巴をして此等諸島に對する支配權を拒むに當り始終主張せられたる所なり、最後に此主義の應用せられたるはギアナ、ベネジュエラ地方に對する英吉利の權利主張の場合にして千八百九十五年大統領クリブランドは教書を發し此境界を定むるに就ては委員會を設けて之を協定せんことを提言し、若此方法にして採用せられざるに於ては干戈に訴ふるも辭せざる旨を宣言せり、依りて委員會に於て商議したるも其目的を達する能はず遂に仲裁々判に付することとなり英吉利の主張は大體に於て透徹せり

千八百二十三年より千八百九十五年の間に於て合衆國は著しく此政策の進歩擴張を爲したり此即ち其大陸に於ける獨立共和國の滅亡侵害を防ぐを以て唯一目的とするものなりと雖も亦安固自衛の見地よりして此等諸國の間に生ずる境界上の爭議を確定するに於て之に干渉せんとするも亦一つの目的たるを免れず、而してクリブランドの主義は一般の承認を得又實際に於て前の大統領ブランドも亦或見解よりして此主義を豫見したるものにして彼れは千八百七十年合衆國の會議に於てサンドミンゴの合併に付き左の如き意見を發表せり

○前の大統領モンローに於て宣言せられたる所謂モンロー主義なるものは既に業に各政派の認て以て遵守確執する所なるを以て吾人は今更に我亞米利加大陸の領域は寸分たりとも爾後歐羅巴列國の侵害受授の目的と爲すを許さずとの主義を確定するは等しく重要なことと信ずと

モンロー主義なるものは未だ曾て法律として形成せられたるにもあらず又一定の形

式を具備せる公文にもあらざるを以て場合に依り人に依り種々異なりたる意義に解釋せらるゝものゝ如し、此主義は北米合衆國が其國力を増大するに従て愈擴張せられたるは實に不思議なる事實と云ふべし何となれば此主義は元來合衆國の獨立防禦を基礎として建てられたるものなれば其國力増大し危険減するに従て此主義は漸次減消すべき等なるに事實は全く之と反對の現象にあるを以てなり、又此主義は深く米人の胸中に銘刻せられ且合衆國に於ける恒久的對外政策となり又亞米利加大陸の一地方又亞米だも歐羅巴諸國の勢力範圍に收むるを拒むの主義と變じ之れと同時に利加は彼のハーグの平和會議に委員の派遣を拒みたるに於て證明せるが如く毫も歐羅巴大陸の政治に干渉せざるの主義となれるものなり

## 第四章 英吉利の政治組織

### 第一 英國憲法

英國憲法は類稀なる一種獨特の性質を有する者なりとは既に一般の認むる所にして北米合衆國のそれと異り法文主義を採れる成文の憲法にあらず、亞米利加にて憲法なる語を耳にする時は必ずや成文の法典にして或る一定の時期に發布せられたるものにして國內最優の法律なりとの觀念を生ず、然れ共英吉利に於ける所謂憲法なるものゝ意義は全く之と異り常に法律全體を指し祖先より繼續繰返されたる慣例先例等にして之に依て政府の行動の支配せらるゝものを意味す、歷史上より之を見るに英吉利の法律及制度には二三の主要なる原則承認せられ此原則は往時始めて國民的生活を構成せしより以來現時に至る迄で間斷なく存在せしものにして社會の進歩と文明の發達に應じて常に之を採用し其伸暢開發も亦一樣ならずと雖も實際上に於て將

精神上に於て毫も其重要な度を變ずることなし、此等の大原則は即英吉利憲法の根本主義にして其大憲章に記載せられたる不滅の條項たると共に其憲章と云ひ將其諸法律と云ひ一つとして源泉を此大原則に汲まざるなし即憲法上の大原則を擧ぐれば國家は皇系の天皇の統御する所にして天皇は自ら其主權に制限を加へ且世襲華族と人民の選出したる代議士とに依て構成せられたる全國の帝國議會を召集して之が協賛を求むるものとす、

帝國議會の議決に依るにあらざれば税金を賦課し又は法律の發布、廢止、變更を行ふことなし、

何人とも雖も猥りに罰金其他の制裁を受け所有權又は個人の自由を侵害せらるることなく又法律に基く裁判の決定に因るにあらざれば刑罰を加へらるることなし、

### 法廷の裁判

裁判は賄賂感情の爲め正義を曲げ又は之を遲延することを得ず、

此等憲法上の大原則は大憲章に含まれたる上述の追加よりして或は公示に依り或は單なる暗示によりて證明せらるる所に於て且此等の健全なる發達はペチジョン、ラブ、ライト(人民の清願權を保障したるもの)及ビル、ラブ、ライト、(人民の總ての權利を認めたるもの)によりて助勢せられ且證明せらるる所なり、然して此ペチジョン、ラブ、ライト、及ビル、ラブ、ライトの二個の立憲的契約は大憲章と相俟て、ロード、カザムの所謂(英國憲法聖典)をなすものなり

## 第二 天皇

皇系相續主義——英吉利國民の歴史上に之を見るに昔時より國家の最上官府たる皇位は大體に於て世襲的の者なりとの觀念を有し、天皇の地置は單に個人的權利にあらざるを以て從て肉體上の天皇の崩御と共に其權利を失ふことなく其後裔又は最近

の血屬に之を傳授し得べく時として遺言に依て繼承せられたることも亦屢なりき。皇位は一般に尊重すべきものなりとの念あるを以て其即位式の如きは嚴肅なる禮式に依て行はれ特に往時クリスト時代より傳油式を行ふを常とす（昔時より即位の時は王の頭に油を灌くの禮式あり）、昔時のノキマン王の過半数即ウイリアム一世、ヘンリー一世、ステフヘン王の如きは皆多數國民を代表する貴族高僧の選舉に依りて皇位を受けたるものにして皇帝エドワード一世の時代に至るまでは天皇の治世は其即位の時に始まりたる者なるを以て其後我法律の主義として認められたる（王は不死なり、即ち先帝の崩御と共に其後繼者は自然的に其位を襲踏するを意味す）との格言は當時毫も其存在を認められざりしなり、然るに此格言の一度出現してより以來皇位の直系相續主義は漸次其基礎鞏固となりヘンリー七世の時代に至り議會に於て皇位承繼法を議定し即ち（皇位は獨りヘンリー七世及其後裔の永遠に占有する所にして之を他に讓ることなし）と定め以て此主義は愈確定せられたり尙千五百五十三

年女皇アンナの即位の初年に於て決定せられたる法律は茲に述ぶるの價值あるものにして其趣旨とする所は（若女子にして皇位を繼承したるときは王と同等の特權を附與せられ且王に關する總ての法律は女皇に就ても之を適用すべきものなり）と是即ち我憲法が其他の帝政諸國の憲法と異なる所にして他の國々にありては所謂男系相續法なるものありて女子は其系統を汲むと雖も皇位に上るを得ざるなり

シチウハート家の皇帝の專斷なる支配に依りて皇政史上に重大なる危機を生じ非常議會はゼームス二世を廢して皇帝自ら其後繼者を選定するの權利を非認せり然れ共ウイリアム、ラルレアン侯の選定に際りては未だ全く皇系相續主義を廢棄したるものにあらず、皇位はウイリアム三世及マリイに授けられ彼等の生存せる間は共に其位に在り其一人の死去と共に全く他の一人に移り而して第一に嫡流たるマリイに次で其直系たるアンナに最後にウイリアムに移すこととせり、更に千六百八十九年踐祚令を決議し（自身舊教徒なるか將舊教徒と結婚したるときは王位を承繼するの



資格を有せず此場合に於て若直皇系の繼承者なきときは皇位は新教派の最近親なるものに降るべきことを定めたり（此踐祚令の趣意は皇位はハノーバー家に限ることを定めたるものなり）

女皇アンナの最後の後繼者の死去に依り更に他の順位を定むるの必要起り千七百一年所謂第二の踐祚令を規定し、此法令に依り新教信者なる故を以て皇位はゼームス一世の孫即ちエリザベスの女ハノーバー家のソヒイヤ及其直系の後裔に傳はれり、此法令に於ても亦舊教徒又は舊教徒と結婚したるものは皇位に上るの資格なきことを再定し且又將來に於ける英吉利皇帝は何れも其國立の英國教會の會友たらざるべからざる旨を定めたり此結果としてジョージ一世は我英國の皇位を繼承し其後裔相續で今日の我英國統御の皇帝に至りしなり

天皇の權限——總ての政權にありては天皇は最高の權力を有するものなることは大憲草其他補足法に依りて明に制定する所にして之に依りて天皇は裁判及名譽の本源

として認められ且天皇は神聖にして犯すべからざるものとせられたり、又一方に於ては此憲草に依りて天皇の權力に制限を加へ時として法律規則に依りて齊整調和せらるべきことを規定すると雖も未曾て天皇の存在を云爲したることなし

天皇は帝國議會を招集し又は其意思に依りて之が停會解散を命ずることを得、又は親しく之が開會を爲すことあり或は勅使をして之を行はしむることあり、且天皇は議會招集の理由を宣言す

天皇は内閣をして國家の行政事務を處理せしめ大臣の任命に關しては天皇は一種の撰叙權を行ふ然れ共辭任せる大臣は自ら其後繼者を推薦するを常とす、而して内閣瓦解の場合にありては通常反對黨の首領と認めらるゝを一般とす、其他の任命に就ては天皇は撰叙權を留保するを以て直接親ら任命することあり又は信任厚き大臣をして之を行はしむることあり

裁判事件に關しては天皇は裁判の源泉として認められ、以て天皇の權利は總ての人

に對し總ての場合に於て或は宗教上に於て或は禮節のことに關し其統御權は全く優越のものとする、天皇は又赦免の大權を有し法律上有罪のものとも雖も特赦を受くべき撰に當りたるものに對し内務大臣をして之を行はしむ、

宗教上に於ても天皇は又最高の權利を有す、彼のヘンリー八世の如きは親ら寺院の總頭領なる稱號を占有し延て立法權及裁判權又は寺院職員の任命其他彼等の行ふ行政上の職務にも之を應用せり、國教寺院の僧上及副監督等の任命權は専ら其權内に屬すと雖も一度任命せられたる後は其職務の神聖なる性質よりして天皇は隨意に其地位を動かすことを得ず、又天皇は寺院の事務の監督に關しては一般に干渉することなく之をケータブリー及ヨラークの僧官會議と帝國議會に一任す然れ共特別なる場合即國民一般の斷食日及感謝祭の禮式、祈禱の特別なる形式其他宗教上の細則を規定するに於ては天皇は會議に諮りて之を定むるの權利を有す

國家の外部に對する關係に付て外國と交渉を爲す場合に於ては天皇は國家の威信を

双肩に擔へる具體的の代表者にして、宣戰を布告し和議を講ずる等一に天皇の權内にあり其他外國と條約を締結し或は國際上の義務を執行する等皆天皇の名に於て之を行ふ

天皇は陸海軍を統率す、然れ共、軍隊の維持は軍事法案の規定に従ひ専ら之を帝國議會に一任せらる此法案は常備軍を久しく繼續存置せしむるときは軍隊は獨り權力を擴張し光榮を一身に集中するの恐ありとの觀念に基き之に對す猜忌と恐怖の結果其効力を與ふると僅に一年間なるを以て之が効力を繼續せしめんとせば年々帝國議會の承認を求めざるべからず、蓋此法令は暴動、叛亂、脱營其他軍隊の訓戒に違背したるものに對して之が處分方法を規定し天皇は之に依りて軍律（陸軍刑法）を制定し且軍法會議は之に則りて軍規違背者に對して或は死刑に處し或は其他の方法に依り罪科に處し刑罰を科するを得故に此法令なくては軍規を維持し其他必要なる訓戒は其存在を認められざるに至るべし

## 第三 樞密院

天皇は其大權を執行するに際りては親ら支配する樞密院及内閣會議の協議を経て之を行ふ

英吉利に於ては天皇は常に樞密院に依りて其行動を補弼せらる、昔時にありては天皇はツイッテナゼモート即アングロサクソン議會と稱するものに萬機を諮問したるのみならず政府の事務に關與せしむるの目的を以て常設顧問官なるものを置きたり、其後ノルマンの征服よりサクソン議會は國主の直臣貴族に依て組織せられたる封建的議會たる所謂マグヌム、コンシリウム（大議會）に其地置を讓ることとなり、然るに此議會は種々なる事情の爲招集せらるゝこと稀にして國王は其議會より撰出したる國の常設官吏より成れる少數委員にして常に王の身邊に奉仕するもの及び特に國王の招集したる少數委員との助諫に依りて萬機を決裁せり、此少數議員よりなる會議を常設議會（コンシリウム、ラシデナリー）と稱す、此區別は今日に至るま

で存在し多くの樞密顧問官任命せられたりと雖も彼等は特に召集あるにあらざれば議場に出づることなし、而して全顧問官の集合は殆稀にして只國王の崩御に際し新帝の承繼を布告する場合其全會を見るのみ、

千六百八十八年の革新より樞密院の保持せし行政上の職權は全く内閣會議の獨占に移りたりと雖も樞密院は法律上此等の職權を委任せられたる團體として今に存在し而して内閣會議なるものは法律上の見地よりするときは何等根據を有せざる單純なる委員會に過ぎざるなり内閣なるものが下院に於ける大多數の意思に依りて存在するに至りてより樞密院は政治上重要なる地位を失へり且樞密院の有する立法權なるものは只其從屬的權限に過ぎざるなり

現今樞密院を構成する議員は天皇任意に之を親任し官職を有するものは概ね議員に撰叙せらるゝの資格を有す現今の樞密院は凡二百七十の議員を有し貴族、國の顯官、内閣員、大僧上、倫敦の僧上、控訴院の判官及陪審官（貴族院及樞密院の裁判委員）高

等の外交官等よりなる、樞密院議員は其當時或委員若くは官職を有すると否にかかわらず總てライト、ヲノラブル、なる尊稱を授けられ此尊稱は以て昔時の大議會と王の小議會との間に存せし古來の密接なる關係を示すの痕跡たり、愛爾蘭には自國の樞密院を有するも蘇格蘭には女皇アンナの治世以降之を有せず

樞密院は其行政上の資格としては實際上議會に依て附與せられたる或職務を遂行するものにして只に附屬的立法機關たるに過ぎず、而して其行ふべき職權の大部分は委員會に依て之を施行し而して此等の委員會は種々重要な事件に關し規則、法令を設くるの權利を有し其作られたる規則、法令は法律的效力を有す、然と雖も之には一つの制裁あり即此等の規則、法令は次期議會の招集せらるゝや直に之を提出して事後の承諾を求めざるべからず、若議會に於て之を非認したるときは爾後其效力を失ふものなり、而して委員會は、商工業に關する委員會にして之を商工委員會と稱し、商業、度量衡、株式其他の商事會社、鐵道會社、電氣鐵道會社、電燈、港灣、商船等に關

する一切の事務を管理す其他大學委員會蘇格蘭大學委員會等あり、此等の委員會は其事項を立法部に報告し議會に於て其報告を承認したるときは行政部は官報を以て之を告示す、議會の召集、閉會、解散其他種々なる場合に於て發布せらるゝ勅令は發布以前に於て必ず樞密院の協議を経べきものとす

樞密院の有する司法權は院内の司法委員會なるものに一任せらる、委員會の組織は、大法官、控訴院長、現任若くは前殖民地の裁判官にして樞密院議員に任命せられたる者其他樞密院議員にして司法官として高級の地位を有するもの及二人の有給委員等に依りて成る此等委員は殖民地より天皇に提出せし請願、海事に關する件、著作及特權に關する件、其他天皇の委任に係る一切の事項を裁定するの權限を有す、宗教上の訴訟を裁定する場合に於ては樞密院議員たる大僧正及僧正其委員會に加はる

#### 第四 內閣會議

吾人の所謂内閣會議なるものはチアーレス二世其起原を爲したるものにして、國家の政治は事實上天皇と樞密院との手中にありチアーレス二世は樞密院議員の數を増加したりと雖も實際に於ては會議全體としての參政權を奪ひたり、帝は元來其性質として會議の冗長なる討議を嫌ひ且大なる會議に依て事を行に於ては事務運用の機敏を缺ぐのみならず政權の機密を保つに不便なるものとなし議員全部の召集は年を追て其度數を減し政務を行に當りては少數なる委員に諮詢して萬機を決し以て大會の召集を避けたり、此少數の集會は即ち内閣會議なるものにして是迄樞密院の握持せし總ての職權は爾後此會議に移り其後内閣會議は國家行政の全權を握に至れり、時の経過に従て内閣會議も亦漸次其形體を變し遂に現今の内閣制度となり國家の政務は擧げて此官府に委任せられ此官府は又天皇と國民に對して責任を負ふものとなり内閣は事實に於て上下兩院の主腦たる領袖の委員會とも云ふべきものにして閣員は天皇其撰叙權に依て之を親任す而して之に任せらるゝものは専ら其當時に於る

緊要なる政治問題に關し下院の大多數と略其意見の一致せる政治家たり、此委員會は各自政治的大部門に區別せらるる故に各大臣は専心自己の負擔せる部門に於てのみ其職權を行ひ敢て他の部門に屬する事件に干涉するとなし、然れ共各部門に於て生ずる重要なる政務にして帝國議會の討議に付するの必要あるものは全閣員集合して豫め之を商議す議會に於ては各内閣員は政府の行政に關する總ての問題に就ては一體となりて其行動を共にせざるべからず故に或閣員にして他の閣員と意見を異にし事態重要にして到底調和し能はざる場合には其閣員は自ら責を引くの義務あり、内閣が議會に於て大多數の信任ある場合に於ては議會の多數は其内閣を擁護して反對黨に對抗し且内閣に反對の行動及其維持に危害を及ぼすべき動議は總て之を非認す若内閣にして其信任を失ひたる場合例は其特權の活用を誤り戰爭其他に於ける處置其當を得ざるが如きあるときは之が救濟策は單純にして議會は只單に内閣の不信任を宣言し且信用ある内閣の組織を請求すれば足る

國家の行政權は表面上天皇の大權に屬するが如くなるも事實に於ては全く内閣の權限にあり、内閣にては天皇の親任せる總理大臣最上統轄の權限を有し總ての政務運用に就ては其中樞となり、内閣と天皇との折衝に於て中間の媒介者となり又は各行政部門に於ける重用なる事件は總て之を了知せざるべからず、總て天皇の特權を行使するに當りては其責任者となり又は其内閣員を推薦す、而して總理大臣の辭職は直ちに内閣の解散となる、

内閣會議は英吉利に於ける最上の官府なるにも不拘何等法律上の根底を有せざるは實に奇怪なる現象と云ふべし、英吉利の内閣會議は何等公然の記録を存せず其集會に於ける何等覺書の殘存するものなし、若新會議にして内閣を非認し若くは又總理大臣にして閣員の任撰を拒みたるときは國家の行政は甚敷困難に陥るべきも何等法律に抵觸することなく他に救濟の策なきが故に此等の困難を避くるには新法律を制定する外あらざるなり、然しながら内閣會議は英吉利に於ける最も重要なる政治機

關にして其集會は實に緊要なるものと云ふべし、宣戰を布告し平和を結び自己の生母とも云ふべき帝國會議の解散を命する等皆其職權にあり、而して内閣會議は帝國會議の生産兒なると同時に亦其支配者たり、英吉利の内閣會議は最も嚴重なる秘密會議にして天皇と雖も此會議に出席せらることなし、内閣會議も其決議事項を天皇に奏上するの義務を負ふことなし只總理大臣は閣員の意見討議の事項を天皇に奏上するのみ、又内閣の大臣は此秘密會議に於て爲されたる會議の結果を公示するとなし、又内閣會議の覺書を留め置くは實に危険の業にして一葉の吸墨紙と雖も恐るべき機危を醸すの原因となり彼のロード、キンペリーの印度事務廳に於けるが如く黒色の吸墨紙すらも其表面に灰色の文字を殘留するものなれば危険を齎すの素を爲すを以て之が使用をも許されざるなり、實際内閣會議に於ては一度紙面に認めたるものは最早機密を守り得べきものにあらずとの確信を有するものなり、勿論内閣の諸大臣は皆帝國會議の議員より出づるものにして大臣の椅子は概ね上下兩院に之を分

配す、而して内閣は左の官職よりなる、

大藏長官、(普通總理大臣之を兼ね)、ハイ、チャンセラー、大法官、内務官、海軍長官、主税尙書、及五人の國務大臣即ち内務大臣、外務大臣、殖民大臣、軍務大臣、印度事務大臣等之なり

以上は閣員の最少數たる十一人なるも其數は總理大臣之を増減し近來の自由黨内閣となりてより閣員の數を十九以上に増加し前に列擧せる各官職に更に左記の官職を加へたり

郵便長官、蘇格蘭事務大臣、愛爾蘭大使書記官長………其他商工局長、地方政務局長、農務局長、教育局長、等なり

内閣には閣員にあらざる若干の人員を抱合し此等の官職も内閣の更迭に當りては其長官と運命を共にし各其職を辭任するものとす即政務次官、法律顧問官、其他宮内省の諸官職之なり

## 第五 帝國議會

英蘭、蘇格蘭、愛爾蘭の三國より成れる合衆王國に於ける第一の立法機關は即ち帝國議會なり、第十一世紀頃に於ける議會は大小諸侯、大僧正、僧正、及若干の僧院長、方丈職等にして特に帝王より協贊の任に當るべく招集せられたるものに依りて組織せられたる純粹なる封建的議會なりしも第十九世紀の始めに於て皇帝は各州より四人づゝの代表者を招集して國民議會を組織せしより所謂代議制度なるもの、嚆矢を爲せり、始めて代議士の召集せられたるは千二百六十四年にして各市及選舉區に於て各二人づゝの代議士を選出すべき旨の勅令を發布せり其後殆三十年にして衆議院なるもの、組織井然とし此時よりして帝國議會は兩院に別れ一つを貴族院(上院)と稱し一つを衆議院(下院)と稱す

貴族院——貴族院は昔時の大議會に其原泉を汲むものにして時世の經過に連れて只

に國內の貴族のみを以て構成せられたる議會となれり、現今の組織に依れば其議員となるべきものは、宗教貴族(即二人の大僧正、二十四人の僧正)と普通貴族(即英蘭、合衆王國、大英國及愛爾蘭、蘇格蘭の代表貴族)にして貴族院の現在議員數は六百十八人にして内、血屬の皇族三人、宗教貴族二十六人普通貴族五百四十五人蘇格蘭の代表貴族十六人、愛爾蘭の代表貴族二十八人なり

宗教貴族は其宗教上の地位よりして貴族院の議員となり、而してカンタハリイ及ヨークの二人の大僧正及倫敦、ダーラム、マンチエスターの僧正は必ず貴族院議員に選出せられ、其他の僧正は缺員ある毎に順番を以て議員となる、而して僧正は其僧正たる職務を罷むると共に貴族院議員たるの資格を失ふものとす、

普通貴族は其世襲的權利により或は皇帝の推薦に依りて貴族院議員となる、

千七百七年の英蘭と蘇格蘭との合同法令以後蘇格蘭の貴族は上院議員として十六人の代表貴族を選出し爾後其代表貴族は一般改選の時期に於て其都度之が改選を行ふ

ものにして其任期は議會の解散と共に終る、

愛爾蘭は千八百一年合同の後二十八人の終身代表貴族を選出せり

普通貴族は公、侯、伯、子、男の五階級に別れ其資格も亦列擧したる順序に依りて異なる、

貴族の資格は其嫡出後繼者にのみ繼授せらるゝものにして其他の子女は普通民なるを以て自己特有の權利に依るにあらざれば上院の議席を有することなし尙貴族の子孫たるの故を以て社會の尊敬を受くることあらんも何等法律上の特權を有することなし貴族は蘇格蘭の如く選舉主義を執れるの外一般終身貴族院議員たり、

上院には四人の終身貴族ありて此等は其議員としての職務の外倍審官として大法官と共に法廷に参加す、

衆議院—地方の州邑より選出せられたる代議士を以て組織せられたる井然不易の衆議制の議會は千二百九十五年を以て其産聲を擧げたるも昔時に於ける代議士なるも



のは資格其他に於て至て不完全なるものして選出せられたる代議士の職權に缺くる所あるのみならず議員の選舉を行ふに當りても實に不規則なる方法に依りたるものなり、當初にありては皇帝は新選舉區を設け或は是迄選出の權利を有したる地方の選出權を停止する等以て議會に對する支配權を掌握したりと雖も大革新以後は議會は爲に強制的制限を脱したるを以て王は、官職、年金、尊稱等を餌として議會に政府黨の多數を得んと勉めたり其後議會に關する法令屢次發布せられしより此等の權利は漸次制限せられ在職の官吏年金受領者、(但外交官及公吏は此を除く)及政府の請負業者等は衆議院議員となるの資格を有せざることとなり、

内閣の大臣に任命せられたるものは之と共に議會に於ける議席を失ふ然れ共再選せらるゝを以て普通とす、以上擧げたるものゝ外更に又英蘭及蘇格蘭の貴族、愛爾蘭より出たる上院の代表貴族、兩王國の國教寺院の僧侶、羅馬舊教の僧侶、未だ歸化せざる居留外國人等は衆議院議員となるの資格を有せず、然れ共男子にして成年に達し

たるものは何人と雖も選舉區を代表して議員となるの資格を獲得し何等財産上の資格を必要とせざるの特例あると共に議員は報酬を受くる事なく何等の手當も給與せらるゝことなし(議員の報酬は女皇エリザベスの時代に廢止せられてより屢之が給付に關する問題起りしと雖も未だ其運びに至らず)

貴族院の職權——貴族院は立法及司法上の權限を有す、後者即司法上の權限は大法官、元大法官及控訴院長とより成れる貴族院内の委員會に之を附託し即ち合衆王國最上の裁判機關たり、而して全院の有する司法上の能力としては院内議員に關する裁判權にして衆議院に依て彈劾せられたるものを裁判し且貴族の爭議を裁定す立法議院としては貴族院は只衆議院より廻送し來りたる議案に修正を加へ又は之を留置する權限を有するに過ぎず尙下院に於て其議案を輕々に決議し且其議案に對する國民の意向充分ならずと思推したるときは議案を變更し又は之を廢棄することを得要するに貴族院は多くの場合に於て衆議院の決議に反對するよりも寧ろ之に修正

を加ふるを以て職權と爲すものなり、然れ共貴族院は事實に於て偉大なる權限を有するも只だ之を公然使用することなきのみ尙社會の事態に變遷を來すべき事即ち現時の状態に改革を來すが如き法案の提出せられたる場合には之を了知し其の通過決行せしむべからざることを衆議院に警告し法案は撤回若くは棄却の非運に遭ひ其激烈なる効力は全く茲に消失す、然りと雖も若或政黨にして人民多數の意思を銜み或特別なる動議を提出したる場合にありては假令其問題は大革新を來し又は革命を惹起するの原因となるものなりと雖も貴族院は只之に服従するの外之を廢棄撤回せしむるの權限を有せざるなり

又貴族院は國家の財政問題に關する議案を討議するの權能を有せず此等は専ら衆議院の權内に屬するものと見做され昔時にありては假令或財政に關する法案の通過は延て貴族院自身に直接の影響を及ぼすの恐あるものと雖も之に對して異議を唱へ反對にの決議を爲すこと能はざりしなり、而して特種の威嚴、特權及貴族自身の權限

關する法案は獨り貴族院に於てのみ之を決議し尙其他の事件に付ても課税其他公共の煩惱を招くが如き事件にあらざる以上は貴族院に於て之を草案することを得

又議會の開會に際し皇帝の開議の勅語と共に種々莊麗、嚴肅なる儀式舉行せられ、皇帝は規定の期日に於て親らウェスト、ミンスターに行幸あり政府の顯官及帝國議會亦此處に集合す、各自其階級に叶へる禮裝正冠正しく整列せる多くの貴族及貴婦人の中間を経て帝皇は其玉座に就かれ、忠實なる衆議院は召集せられ、皇帝は玉座より帝國議會の開院を宣言し議會に提出せらるべき總ての議案を網羅せる勅語の朗讀あり終つて帝皇は退院せられ次で議會は其常務に着手す、

其他貴族院に於て行はるゝ儀式は

一、貴族の裁判

二、新任貴族の紹介

三、兩院を通過したる議案の裁可

一、貴族の裁判に就ては上院の議員は之に參與するの權利を有し禮装せる各貴族は其階級に従て嚴正に序列し二人つゝ審問の場所に進行す、各貴族は各自の席に起立し右手を其胸に當て自己の判断に依りて其意見を陳述し以て裁判の確定を請求せざるべからず

二、新任貴族は禮装を着し新任免許狀を持ち前進し二人の保證人に依て紹介せらる即ち貴族院書記官、式部長の紹介官之に倍従す而して新任貴族は規定の場所に至りて宣誓式を行ひ其名を名簿に記載す

三、裁可は常に五人の勅使に依て之を行はる、勅使は深紅色の禮服を着し三角形の冠を戴き大法官と共に其座に着す大法官も亦常に其勅使の一人たり、而して大法官は貴族院の議長として紹介官をして衆議院を招致す、下院の議長は權標に誘はれて出席すると共に通過したる議案の題目は逐一之を朗讀し皇帝の表意は過去殆七世紀以前より裁可の場合に用ひ來りたる神聖なる語句「朕は忠實なる議會の決議を嘉納す」の語を用ひ政費の議決に對しては「朕は忠實なる議會の議決を感謝す」との語を用ひらるを常とし女皇アンナの治世以降「朕は之を考慮すへし」との語を以て皇帝の非認を表示するの習慣は爾後議會に於て其例を見ることなし」皇帝親ら帝國議會の國會閉會を宣言せらるゝと勅使をして之を行はしめうらゝとを問はず同様の儀式を施行す、

衆議院の權限—衆議院の職權は種々多様なり、衆議院は選舉的議院にして其欲する所の者を選擧し又其意に叶ふものと雖も之を排斥することあり、即或危急なる場合に於ては嘗て信仰したるものをも之を排斥し更に反對者たりしものと雖も之を選出することあるが如し、第二の職權は發表的性質を有する權限にして國家に起る總ての事件に關する英吉利國民の意見を發表するは即ち該院の職權に屬す、第三は教育的權限なり、具眼者の大集團が社會の中樞にありて公會を開くに於ては必ずや社會の改良發展を促すの結果を來し國民の不知を了解せしむる所謂教育的職務を有する

ものなり、第四に衆議院は報告的職権を有す、或特別なる階級の不平及苦痛等を社會人民に了知せしめ之が救済の策を國民に訴ふるか如き之なり、最後に又立法的職権を有し其一部としては年々起る所の豫算案にして國家の財政に就ては勿論衆議院は税率を定め政費の許可を討議するの權限を有すと雖も實際に於ては内閣獨り人民よりの徵税を立案し且國家の財源を探究するの義務を負ふものなり

尙且衆議院の職権としては其議員の選舉及投票に關する一切の事件を裁決するの權限を有し議員にして其職務に違背するものあるときは之を裁斷し犯罪者に對しては譴責懲固等の刑に處するの權限あり、而して議院に於て裁斷すべき事項は命令規則の違犯、議員の冒職、攻撃、侮辱、讒謗、職務執行に關する越權の干涉職務執行の妨害等とす

衆議院議員は古代より特權として議會の閉會後四十日間及招集前四十日間は捕縛せらるゝとなし然りと雖も總て裁判上の訴訟に關しては責任を負ふこと勿論なり、議

員の任期間は倍審官としての勤務を免除せられ且議員は其氏名の頭に (M. P. Member of Parliament) の尊稱を附するの特權を與へらる(例は M. P. James Smith) 記載するが如し)

## 第六 政黨政治

前章に於て屢々「保守黨」及「進歩黨」なる語を用ひたり此等は英吉利に於ける二大政黨の名稱にして此二大政黨に依りて過去二百年間交々内閣の組織を見たり

議會ありてより以來常に意見の衝突は免れざりし所なりと雖も第十七世紀の終りに至るまでは議員は斯く迄明確に離隔せる二個の陣地に據守せし事なく且彼等は爾後所謂羅馬教問題に關し提挈し、一は政府黨と稱するものにしてチアールズ二世を擁護し且彼の羅馬教に對する信仰及寛大なる赦免を助け、他は國民黨にして固く國教に執着するものとの二派あり、王を助けて立つものを王黨(トリーズ)と稱し(文字

の意義より之を解釋するときは保護外に置かれたる羅馬舊教徒なることを意味す。反對派は之を革命黨(ウイグズ)と稱し(文字上の意義は蘇格蘭の長者派教徒即ち叛徒なることを意味す)時の經るに従て此等の綽名は全く其根本的意味を失ひ其盡兩派の特質を表影せる名譽ある黨名となりしなり

王黨は皇帝の神聖と其絶對無限の權力を主張し社會の階級的秩序を固執するものにして其變身たる保守黨(コンサーバチブ)は常に社會の現状維持を目的とし改革政策及國教の變動を講ずるは時期未だ夙しとして之れに反對の主義を有するものなり、彼等は千八百三十二年の議院改革案の後所謂保守黨なる名稱を用ふるに至りしなり之に反して革命黨は素より帝政を不可とするものにあらざるも只皇帝は國家の最高機關と爲さんとするの主義にしてセームス二世の獨斷政治に反對しフルレン公を迎へ依りて以て改新を迅からしめんことを謀り此時よりして彼等は議會に最上の權限を保たしめんとを目的とし衆議院の制度を改革し國民をして國家の政治の參與權

の範圍を擴張せんとを迫れり、要するに此黨の主義とする所は社會の改良進歩を謀り、普通選舉、普通教育、國家と宗教との分離及一般の自由を主張するものなり、尙一層極端なるものは所謂急進黨なり、千八百三十二年議院改革案を通過せしめんが爲め黨内の各派合併を爲し彼の有名なる進歩黨と稱するものを組織せり、保守黨はビーコンス、フヒールドの時代より帝國主義の實現に務め強硬なる對外政策を執り、進歩黨は其視線を専ら國內の改革に注げり、先前者の執れる政策は兵力を強大にし海軍を擴張し外國と同盟を結び只管國の膨脹を謀り必要に應じては干戈に訴ふるも敢て之を辭せずして専ら武斷的政策を執れり、後者は出來得る限り經費の節減を計り以て世界的平和の生活を希望し絶對的必要にして萬已むを得ざる場合の外勉めて對外干繋の煩惱を避けんことを主義とせり故に前者は嘲哂的之を呼て主戰黨(Tingoes)と云ひ後者は反對黨より小英國黨(Little Englanders)と唱へたり、保守黨は其後統一黨(愛爾蘭の自治法案に關する問題より進歩黨と分離して一黨派を

爲せるもの」と合同して現今の有名なる聯合黨なるものを組織せり、又愛爾蘭人の組織せる一小黨一方に割據したりと雖もグラットストーン氏の自治法案後進歩黨と合同す、労働黨なるもの近年に至りて其頭角を現はし大體に於て進歩黨と主義を同ふするものなれ共今日にありては其組織上必ずしも進歩黨の分子にあらず只其執れる政策に於て相一致するときは二者其投票を共にするのみ、此黨派は現今の社會状態及政治的基礎を根據とし労働者の利害を代表するものにして當時殆二百萬以上の會員を有する(職業組合)なるものを土臺として立つものなれば政治上の勢力偉大なるものあり、此黨派は其分子中多くの社會主義者を包含するを以て其綱領社會主義にありとして社會より注視せらるゝと雖も其性質上決して社會主義を以て主義方針と爲すものにあらず、

余が今本書を公にする當時に於ける各政黨の配合は左の如し、  
 政府黨(バーナーマンの進歩黨内閣を維持するもの)五百十二人内進歩黨三百八十八人

國民黨(愛爾蘭の政黨)八十四人、労働黨四十一人、  
 反對黨、百五十四人(保守黨及統一黨より成る)

## 第五章 獨乙の發達(千七百四十年より千八百四十年に至る) 一世紀間

千七百四十年より千八百四十年に跨れる一世紀に於ける獨乙の歴史は最も事端多き時代にして此間プロシヤは國王フレデリック二世フレデリック、ウイリアム二世及フレデリック、ウイリアム三世の治世にあり、オーストリアは女皇マリア、テレサ、其子ジョセフ二世レオポルド二世及テレサの曾孫フランシス、の四皇帝の時代なりき、而して千七百四十年以降は歐羅巴の強國たるオーストリア帝國と新進旭の昇るが如きプロシヤ帝國との間に政治上相容れざるものありて兩者の紛糾は全世紀を通じて解けず、軌轢又對抗以て此世紀の特長を爲せり其結果としてプロシヤは漸次歐羅巴に於て重要なる地位を占むるに至れり、尙此世紀の有せる第二の特長は獨乙國民古來よりの熱望たる同族一樣なる新獨乙帝國を建設せんとの目的に向て其國民性の非常なる激變を見たること之なり、其數千年來存在せし外面上の形式は破壊

せられ遂に其主義を失ふに至りしと雖も常に之を以て其大方針と爲せしものなり、最後の特長は此世紀に於て獨乙の自由思想に偉大なる發達を來したること之なり、獨乙に自由思想の傳播せられたるは其原泉隣國たる佛蘭西より注入せられたるものにして佛蘭西にては千七百八十九年の大革命より自由思想は大勝を博し文明主義として是認せられてより獨乙は他の諸國に先立ちて此思想に感染し君主專政主義及社會の階級制度は之を一變して近世政治的組織を樹立するの趨勢を示せり、オーストリアとプロシヤの軌轢は其原因領土の競争にして事實はシレシアの占領より事起り漸次其範圍を擴張し競争は鋭敏となり事端複雑を極め遂に獨乙に於ける兩者の主權競争となれるものなり、少壯機敏なるプロシヤの國王フレデリック二世は遂にシレシアを占領して自己の領土に加へオーストリア、プロシヤの國力を平均しプロシヤをして獨乙に於ける中等の地置より一躍強國の列に伍せしめ從て南隣諸國たるサクソニー、ハノシバー及バ

ハリア等は迄プロシヤと比肩して常に競争の地位に立ち其國王は又獨乙皇帝の椅子を占めたることありしと雖も茲に至りては彼等はハプスブルク家に依りて遺されたる領地争奪の格闘は到底不可能のことと看破し寸地も得ずして其手を收め、中部諸國の懷きたる領地擴張の野心も亦茲に至りて全く水泡に歸し、プロシヤ、オーストリアの國境に注ぎし彼等の貪望的視線も全く望なきに至れり、オーストリアの女皇マリアテレサは祖先より繼承せし遺産の内シレシアを失ひたるの外其領地を保持しWisselsbach帝國事件後テレサは其夫フランシス、ローレンスの爲めにクリスト教國に於ける最高の威嚴と地置を恢復し得たりと雖も、彼れは云へらく「シレシアを失ふに於ては皇位も何の甲斐かあらん」と意中常に平かならず事實に於ても亦一度シレシアを割讓してより以來獨乙に於けるオーストリアの權力は一步をプロシヤに讓らざるべからざるの形勢となれり

斯の如くなるが故にオーストリアはシレシアを回收し獨乙に於ける優勢なる地置を恢復せんとの希望は一日として忘却せらるることなく、オーストリアの宰相コーニツツは歐羅巴列國の大同盟を組織し危険なる競争者たるプロシヤを壓倒し第十七世紀の初期に於て彼の領地たりしプランデンブルグの土地を除くの外總て之を回收せんと謀りしと雖も其計畫は全く畫餅に歸したり、七年戦争に際してプロシヤのフレデリック大王は英吉利及其當時英國皇領の地たりし隣邦ハノーバー選舉侯國と同盟し以て同盟諸國たるオーストリア、フランス、ロシア、スエーデン、………聯合軍の攻撃を避け巧に之に對抗し一寸の領地だも失はずして機敏にも此大争闘より脱出するを得たり、爾後プロシヤの歐羅巴に於ける勢力と信用は愈擴大し其後九年にしてプロシヤは單に外交手腕の巧妙に依り及に血塗らずして更に彼れの王國に新領土を加ふるに至れり恰も此時ロシア、オーストリアの間に軌轢を生じ形勢不穩にして兩國將に干戈を交へんとするの有様なりしかばプロシヤは其間に介入し専ら手段を弄して遂に千七百七十二年相方の調停成りしと雖も條約の結果露西亞はポーツランド全



部を自己の主権内に管轄するの希望を忍び其一部を割譲することとなり即フレデリック二世は昔時のチウトン士族の殖民地にして其地方の住民は獨乙人種最多く且甚優勢なりしピスツラ低部地方即ち西部プロシヤを露西亞の主権より奪取し政治上統一最も有利なる土地を獲得したり然るに此分割に於てオーストリアの得たる所は不統一なるオランダ人種及ルセニアン人種等の住へるガリシヤを得たるに過ぎず、斯して再びオーストリアのハプスブルク家は獨乙的性格を毀損したりと雖もプロシヤのホーヘンゾルレル家は毫も純粹なる獨乙的性質を失することなかりしなり

フレデリック二世の志望は獨乙に於ける支配權を掌握せんとするにもあらず又獨乙皇帝の椅子を賤視するものにあらず、以爲虚器を擁して帝位に即んよりも只管領地を擴張し事實的勢力を獲るに如かず斯る無用の争は昔時の帝國の威嚴を失墜するの外なしと、千七百八十五年王は貴族の團體を作りたり此團體は國內或種の貴族を以て組織せられたるものなるも帝國の革新を以て其目的と爲すものにあらずしてオース

トリア、露西亞間の同盟を革新するの見地より之を見るときはオーストリアの皇帝ジョセフ二世の獨乙に於ける領土の擴張及オーストリア政府の主權を伸張せしめんとする政策に抑制を加ふるものなり、千七百七十八年プロシヤのフレデリックは武裝を爲してオーストリア朝廷のババリア合併に反抗して遂に其目的を達せざらしめたり、オーストリアのマリア、テレサは千七百四十三年ウイットルスバハ家の皇帝カロー七世と戦争中オーストリアとババリアの合併を執行せんと試みたり若此計畫にして竣らばオーストリアはシレシアの損失を賠償して餘あるのみならずオーストリアは南部獨乙に於て堅實なる領土權を獲得し得たるべく然る時は必然の結果として南北の鬭争起り延て宗教上の軌轍を招き其混亂は一層激烈にして獨乙の分立は永久に確立し、千八百七十一年を以て實現せられたる彼の南方獨乙の諸王國と北部聯邦諸國との接近の如きは到底觀る能はず獨乙の統一は全く望みなきに至りしならん

プロシヤのフレデリック大王及オーストリアの皇帝ジョセフ二世の死去と共に獨乙の

二大強國間の敵意は再燃し形勢不穩にして將に危急を告げんとせしかども千七百九十年ライセンバハの會議に於て一先其落着を見幸して再燃を防ぎ半世紀間に於て始めて古來よりの敵對國相互の同盟を締結せられたり、而して兩國は等しく佛蘭西の革命に反對するものなれば皇帝フランシヌ及プロシヤ王フレデリック、ウイリアム二世は共に兵を起してライン河を渡り以て佛蘭西に對抗せしと雖も此舉兵は悲惨なる結果を來し暫く沈靜せし兩者間の軌轢は茲に於て又候其再燃を看るに至りしは千七百九十五年バーゼル媾和と共にフレデリックウイリアム二世は其同盟を脱したりプロシヤは此の媾和に於て其廣くもあらざる領地よりライン左岸の土地は悉く佛蘭西に割譲したりと雖も其後プロシヤは宗教的君權は變して惟俗主義となり且（獨乙國民的性格に大なる損傷を蒙るを願す）第二回及第三回のポーランド分割に於て主都ウハルローと共に大なる地域をスラブ人種の領地より奪取したるを以て前損害は充分に補填し得たるものと云ふべし、オーストリアはリクネビルの媾和に於て再び

獨乙國內に於て尺寸の地だも得る事能はず只其ヘルシユム、ロンバーツの損失に對しベニス、イストリア、ダルマシアを得たるに過ぎざりし

氷解すべからざる相互の不信反目に激勵されオーストリア及プロシヤは各自立して更に佛蘭西と争闘を開始し、獨乙人の神聖羅馬帝國は破壊され、佛蘭革命の相續者たる勝利者の爲めに全く征復せられ所謂ライン同盟國と變して佛蘭西の保護の下に立つことなれり、プロシヤ王フレデリック、ウイリアム三世はチルシットの媾和に於てエルベ河以西の領地及前二代の國王の獲得せしポーランドの大部分を失ひオーストリアは二回の戦争に於てタイロル、スアビア、の領地ベニス、イリア、及イストリア沿岸地方、カリンシア、カルニヲラ等を失へり

ナポオンに對する歐羅巴諸國の救濟的大戦争に於てプロシヤ、オーストリアの兩國互に協力して事に當りたるの結果兩者の間に蟠れる遺傳的軌轢は互に其不利益なるを知覺し千八百十五年のペーン會議の産物たる少時の平和の間にありては全く忘却

せられたる者、如くなりし也、既に世人の知が如くプロシヤの政策はフレデリック大王の遺策より全く其形式を變しフレデリックはウイリアム三世、ハーデンブルグの大宰相特に其後を續げる大宰相の執れる政策に見るに獨乙國內の事件に關する方針は大體に於てオーストリアの政策に従ひ異常の場合を處理せしと一再ならず、皇帝の權力を回收するに餘念なきオーストリアの煽動に依りベーン會議なるものを企畫し其結果として獨乙諸國の漠然たる同盟を構成しプロシヤの發議たる健全なる政府の建設は遂に容れられざりしなり、此協定に於て獨乙中部諸州の意見はベーンのホフブルグの政策と一致するものにして即中部諸州相結合し獨乙の二大強國より全く獨立し以て第三獨乙帝國を建設せんと欲するものなりし、プロシヤは彼の外交家ウイルレム、ハンボルトの云へる如く、此協定はプロシヤの豫期に適ひたるものにあらざるも時世に鑑み全く聯邦の形成を非認するよりは如何なる形式に於てするも一先統一せる獨乙帝國を形成するの利益なるを思ひ遂に之を承認せりと、又一方に

於いてオーストリアの宰相メツテルニヒ公は四十年後の彼の日記に残せるが如く此協定を評して曰く、自己の見地より此問題を判斷するに獨乙問題の解決は主義良好にして且其當時に於て實行し得らるべき唯一の方法なりと

ベーン及ベルリンの朝廷は相互利害の一致に於て正當主義(中央集權主義)主張の代表者として大に其自信を鞏固ならしめたり、此正當主義なるものは佛蘭西の革命思想即國民主權主義と全く反對する一固の確定せる主義なり、兩國は今や神聖同盟の下に露西亞と同盟せり、露西亞は第十八紀世にありては時として前者と同盟し場合に依りては後者と結びて其行動を共にせしものなり、而して其神聖同盟なるものは正當主義保護の目的を以て組織せられたるものにして千八百十五年九月廿六日露西亞皇帝アレキサンダーの提案に係り其後東部の問題に關しオーストリアと露西亞との態度一致せざるが爲め兩者の間種々紛議を生し爲に屢危殆の域に頻せしと雖も其主義に於て三國の朝廷は辛して數十年間之が遵奉を繼續せり、

フランクホートに於て開設せられたる獨乙聯邦會議の議長權は祖先の餘光と獨乙に於ける古來よりの歴史的地位よりして遂にオーストリアの手中に落ちたり、然れ共當時獨乙の經濟上の支配權は彼の關稅同盟の締結せらるゝや早既にオーストリアの手を離れて新進國たるプロシヤの手に移りたり、千八百十八年三月二十六日制定せられたるプロシヤの關稅同盟法は其當時の列強諸國の關稅に對して大たいに於て自由貿易主義を基礎となし小國の關稅に對しては其性質に於て保護貿易を基礎とするものにして其發布せらるゝに當り近隣諸州は隨意にプロシヤの制度を採用し得べき旨を宣言せり千八百二十八年プロシヤ、ベッセ、ダルムスタットの間に締結せられたる條約は根本に於て獨乙の關稅同盟を包含するものにして千八百三十四年ババリア、ウルテンブルグ間に關稅條約の締結成り尙其他中部諸州の聯邦よりなれる所謂獨乙中央商業組合當事者諸州がプロシヤ、ヘッセ、ダルムスタッド條約に加入せし時に於て愈此同盟の完結を見るに至れり、

オーストリアは國內未熟の産業の爲めに外國の競争を避け之を保護するの必要あるを以て保護主義を基礎とせるマウス制度を固持し到底此關稅同盟に加入すべくもあらず宰相メツテルニヒの如きは此同盟中に同盟を構り依りて以てプロシヤの管轄權内より掠奪せんことを勉めたり、關稅同盟創設者の一人たるプロシヤの政治家モーツは云爲、此經濟的大同盟の組織は彼の假裝的獨乙聯邦條約に比するときは眞に之事實的獨乙聯合なりと云ふを得べく而して此同盟を政治的見地より觀察するときは近き將來に於て現今の形式に於ける獨乙聯邦を解散し異様の種族を排除して更に獨乙人種よりなれる純粹の獨乙聯邦を組織するの秋來るべき前兆を示すものなりと、又民法學者にして歴史家たるダルム氏は關稅同盟を評して曰く眞に之復活戰爭以來の大成功なりと、

獨乙聯邦の組織せられたるに就ては素より反對の意見を懷く分子なきにあらず、獨乙の政治的復生を豫期し且千八百十三年の愛國的叛亂の結果として國民の生氣あ

る實體を現實ならしめんとを希望せし者によりては聯邦の組織は痛き失望と云はさるべからず、而して此同盟に依て爲されたる事も將爲されざりし事も等しく國民の悲衰と忿怒を増し時の経過するに従て爲政者は獨乙の現状は腐敗し威嚴は失墜し實に堪へ難き状態にあることを覺和するに至れり、

獨乙の國民性は鞏固にしてルイ十四世の時代に於ては常に佛蘭西と戦争を繼續し政治上最も衰退を極めたる時代に於てすらも全く之を亡失する事なく、佛蘭西に近接するを以て佛蘭西的教義に感染し易く且其一舉手一投足は一つとして佛蘭西の新思想に接觸せざるなく常に佛蘭西の感化を受ると雖も依然として其國民性を傷けらるゝことなく之を持続せり、恰第十八世紀の半に當り彼七年戦争に於けるプロシヤ及南方同盟諸邦に依て爲されたる大功業は爾後全獨乙を通して國民的大勝の紀念として之を頌讚せり、當時獨乙にありては佛蘭西主義に反對なる獨乙文學及獨乙哲學勃興しクロストツクは其詩中に於て古典學派を排してチウトン神祇學を採用し、レッ

シングは古典學派を攻撃しヘルデル及ゲーテは獨乙式美術界に其名を顯し、シユレルは宏大なる格言を弄して曰く「爾後此地に於て異數の神を崇拜せず」而して(名譽の爲には喜で總てを犠牲に供することを爲さるは下等の國民なり)と論定し、國民は舉て此精神に刺戟せられたり、國民的信念と國民の自尊心の發達するに連れて當初にありては此勃興的國民の間にも又ジャン、ジャック、ルロー、に對する崇拜流行し延てては佛蘭西の新思想たる熱心なる自由主義を頌讚し或はナポレオン個人の性格よりして英雄崇拜の念慮等一部獨乙人の間に流行せしは疑ふべからざる事實なり然れ共獨乙の衰退其極度に達しプロシヤ王國は破壊せられライン同盟は建設せられ、獨乙に生存せる健兒は悉くプロシヤ國旗の下に集合し悲慘を極めたる時代に於ても、スタイン、グナイゼナウ、シャルンボルスト等の半神的精神は時代屈指の思想家として將詩人として其地位を保てり、此愛國心と母國に對する忠義心はフィクテの「獨乙國民に與ふる書」に於て其最も高尚なる發現を見たるものにして此熱烈なる政治思

想の鼓吹者は其同胞に警告して曰く「我同胞は理想を有する國民にして古來よりの傳説の保護者なれば自己の存在を保護する上に於て其責任の重大なる事到底他國の比に非ず」と尙且彼れは豫言して曰く「生氣ある社會の吐ける蘇生するが如き氣息は死せる獨乙國民の體骨を握り悉く之を一場に集中すべし」即ち獨乙國民は其生活に一新生面を開き光輝燦然たる新國民を組成するや必せりと、之と相應してクライスト、ケルチル、アールント、シエンケンドルフ等の詩人は其詩中に於て此一刻千金の時機に當り少なからざる訓戒を社會に與たりき、其後千八百十三年アールントがスタイン、と共に露西亞より歸りしとき彼は(根底より變化し、生氣と活動は國民の全身に充ち神の寵愛と神の恩恵に依り高尚なる精神は國民に溢るゝを見たり)獨乙が未だ外國の支配の下に服従せる時代に於てすらも体操術の開祖たるヤンは千八百十年剛膽にも(獨乙國民)なる書を著し外國流の奢侈華飾を攻撃し外國風儀の流行を非難し、外國流の奢侈放逸の一度我國を風靡してより、我神聖なる獨逸をして今日の如

く悲惨の狀態に至らしめチアールヌ五世以降の所謂(自尊心ある獨逸國民)なる觀念全く地を拂ふに至れりと憤慨せり、獨逸に於ける佛蘭西の勢力は全く驅逐せられ、其後アールントは獨逸國民の風習、獨逸的信念及國民の統一を保持せんが爲め地方的觀念及或特種の主義を離れ一般的主義に基ける教會を組織する必要なることを唱導し之に依つて南獨逸各都市に此等の團體の組織せらるゝもの頻繁にして之と同時に(ゼルマン、プルセンヤフト)と稱する獨逸青年學生の大團體組織せられ、イエナ大學を中心として千八百十五年以降國內各大學の所在地に於て相次て此種團體の組織を見たり、此等の團體は獨逸の統一を主義方針として立つ國內青年の團體にして且又クリスト教國に於ける勢力を増進し母國に對する愛國心を鼓吹するを以て目的となすものなり、然るに團體員個人としての暴行恣言に依り遂に聯邦政府より解散を命ずる所となり延ひて千八百十九年カル、スバットの勅令を以て大學の自由に制限を加へらるるに至れり、然れ共獨逸統一の議論は教育ある上流社會の盛に唱論する

所にして一肩の勅令を以て容易に動搖を息止せしむべくもあらず各大學に於ける小壯氣銳の青年は國家的觀念に全身を魅せらるゝ状態なりき、當時コッチンゼンの一大學生たりしビスマルクの如きは千八百卅年の初期に於て米の友人某と堵して曰く我國民の熱望せる獨逸の統一は今後廿年を出でずして必ずや成功の曉に達すべしと、以て國民熱情の旺なるを窺ふに足るべきなり、千八百十三年アールントの絶叫せし（獨逸は必ず統一せざるべからず）との言は深く其根底を獨逸の地に下し曾て消滅することなし獨逸統一の喝望は同時に立憲政府の建設を要求するものにして、國家主義と自由主義は互に混結して因果の關係を有し従つて獨逸統一論者の主唱する所も亦獨逸を統一して自由立憲の國体ならしめんとするにあり、

千七百四十年より千八百四十年に跨れる一世紀の初期に當りては獨逸帝國は絶對的中央集權なる君主專制主義の其極度に達したる時代にして、フレデリック二世は其父王が岩鐵の上に建設せる君主專制主義を襲踏して王位を繼ぎ、フリストリアの女

皇マリア、テレサは其第一回の戦争終結を告ぐるや「朕の皇位を受けたるは只善事に對する特權を繼承し惡事弊害は朕の承繼したるものにあらず」と宣告し是迄國內の貴族に與へられたる特權は多くは之を奪取し其子ジョセフ二世皇位に即きてより貴族に委ねし代議政治の特權は悉く之を剝奪し代議制度を廢して専ら權利を中央に集中せり、ハッリア、バーテン、其他の諸州にも代議制度を廢止しサクソニー選舉國及び多數國の聯合よりなるハノバー選舉國に於ても代議制度の範圍に非常なる縮少を見たり只獨りウルテンブルグ、メクレンブルグ等に於ては未だ絶對的權失集中の希望を容れず矢張國內貴族の代議制度を特續するのみ元來君主專制主義なるものは國家安寧の名目の下に總ての特權及私人の利益を蹂躪するものなりとし此君主專制主義を改良せんとするの説は其當時の所謂進歩せる主義と看做されし所なり然共強勢なる君主專制主義の「萬事は國民の爲に爲され國民は何事をも爲すの權利なし」どの主義に基くものなるを以て直ちに社會の批難攻撃の目標となり新規なる政治上

の一問題となれり、重農學派の雄辯家の一人たるミラボの如きは「直に立憲主義を實行せんとせば先近世政府の重患たる專制熱を治愈するにあり」と唱論し爲に獨乙の如く完全に中央集權を實行せる國に於て嘖々たる舊式學派の君主專制論者も遂に此思想の前に屈從せしめらるゝに至れり、佛蘭西に起りし共和政治の傳導は佛蘭西自國の民主共和主義が急速に破壊せられたるか爲ライン河の右岸に於て確實なる根據を得ると能はざりしと雖も若自國の民主共和主義が斯く迄に迅速なる破壊に遭遇せざりしならんには今一層優勢なる根據を得たるや敢て疑を容れざる所なり、然れ共ナポレオンの樹立せし專制主義なるものは古來より存在せし舊式の君主專政主義とは大に異なる所ありてライン同盟就中ウエストフアリア王國及ボナパルト家の諸王國の執れる制度を見は直ちに其差異を了解し得る所なり而して今其差點を擧げんにナポレオンの敷ける制度にありては往時より特別なる階級に附與せし特權は全く之を廢止し且所謂佛蘭西革命の主義方針たる條理と自然律を根本とし歴史的發達

其他腐敗せる社會の現状を改造せんとする大主義は常に之を保持せられし所なり。獨乙朝廷の政策に於て先當面の問題としては佛蘭西革命の影響として受くる所の要求及結果に對して如何なる手段方法を講すべきやにあり、是實に重要な問題たり然りと雖もプロシヤ等にありては既に之に對する一定の方策備はりたるものにして數十年前既にフレデリック大王の主義に則れる政府の大官は君主專制主義の限られたる自由主義以上に出づる傾ある事を知り政治的平等を建設せんと思想に浸醉せしものなればなり

千七百九十五年發布せられたるプロシヤの普通法に於て吾人は早既に此趨勢の萌芽を見たり千八百六年の出來事は久しく考案を煩したる革新に達するの途を開拓し、是迄は反對の爲に制止せられしと雖も今やスタインの如き英雄の非常なる苦心經營により其成功を保證するに至り此革新の大方針は地方長官及人民に對し舊制度に於けるものよりも一層擴き自由獨立の權利を附與せんとするにあり、舊制度に於て長



官の権限は只に國王の附與せしものに過ぎず人民は又長官の許したるものより以上の權利を有する事なかりしなり、此改革により物は齊一に歸し事は敏活となり陳腐魯鈍なる政務機關に偉大なる勢力は注入せられ、農民の開放、寛大なる社會制度の爲に人民は大に自由の域に進み、國民の權利は擴張せられ庶民は自己の責任の重大なるを覺知するに至れり、最後に亦スタイン氏は自己の政治的組織を完成せんと謀り帝國內の階級に依り或は地方的階級に依り其他種々なる關係に依る代表者及職業階級の代表者を撰出し以てプロシヤ國民に參政及立法の權を與へたり

スタイン氏其職を辭してよりフレドリック、ウイリアム三世は再三國民に對して一般の代議制度を契約し千八百十五年三月二十二日最も嚴肅なる儀式に依りて勅令を發布せり、尙獨乙復活戰爭の當初に際し露西亞皇帝及プロシヤ國王はカリツシユ宣言に於て獨乙國民は其固有の國民的精神に適合せる憲法を制定すべき旨を發表せり千八百十五年の聯邦法に於ては未だ獨逸一般の代議制度を定めたるものにあらず

共該法令第十三條に依り國內二三州の現状より觀察するも獨逸聯邦各州は立憲的代議制度の敷及せらるべきことを規定せるものなり

此等の契約は其後數十年間に起れる立憲制度傳布に對する法律上の根據と其出發點を與へんが爲に規定せられたるものなり、軍政を整頓し舊來の傭兵制度は之を廢して國民に等しく軍役に服するの義務を負はしめ國家防禦の任に當らしむるの制度を敷き之を利用して以て立憲政体の進歩を來すに至れり

獨逸復活戰爭後大勝の祝典キール大學に於て舉行せらるゝに當りダルマン氏は曰く「鞏固なる平和及安寧の時期に到達するは假令戰爭が國民的となり之に於て勝利を搏したりとするも平和も亦國民的とならざるべからず、而して國民的精神は重せられ總ての名譽は理性に訴へられ、健全なる立憲政度の光輝赫炳として憐れなる内閣の燈火を矇蔽する時にあり」と氏が自由なる政治的綱領として叙述せし所のものは即中庸の議論に於て勝利を得むと試むるものなりし、然るに進歩せる自由派(リベラ

ルズニリベラルなる語はスペインの立憲闘争の時代より起りたる語にして彼等の當時自稱せし所の名稱なり」主唱者フライブルグの民法學者ロツテック氏にして氏は其著アイデヤース、コンサーニング、コンスチテュショナル、ステーツに於て論じて曰くランドスタツデなるものは國家人民の全體を代表する委員會の如きものなりと氏は全く自然律を論據として立つものにして人民の以て政治上主權の原泉と看做し政府は只一般國民の意志を發表するが爲に組織せられたる一つの機關に過ぎずとの主義を主張するものなり然れども彼は立君を承認するものなるが故にルソーの契約説より大に其趣を異にするものなり。

然るに此自由主義は其當時の時代精神たる一種の自由主義なる傳奇説の爲に其傳播を抑制せられたり、此傳奇的學派は美術界に於ても將學術界に於ても過去の性情を以て總てに之を應用し中世の建築繪畫及古語歴史等の遺物を稱讚し宗教及中世の信仰復活に偉大なる貢獻あるとを證明し且帝國の勢力を強大ならしむるに於て如何に

重大なる動勢となりしかを説明し政治上に於ても彼等は政府及社會の舊秩序を保持し家長的獨乙の舊制度を保護せんとするものなり、今日に至る迄の政治上の理論とし云へば専ら自然律論者の學說に依てのみ研究せられ來りしと雖も今や千八百十六年ハルレル氏は新政治論なるものを著し國民主權なる思想に反對し國家の根原は人民の契約に依るものなりと主張する社會契約論者の論議を駁撃し國家は連綿たる自然的權利によりて繼承せられ神の恩賜に依つて構成せらるゝものなりとの原理を明論し、而して憲法なる語は人民の主權を包含するものなるが故に君主政体にとりては恐るべき害毒なりと宣言せり、ハルレルの理論其後政治上の一主義となり佛蘭西の前例に倣ひ所謂保守黨と稱する一部政治社會の遵奉する所となれり之に依て訓陶せられたる最も顯著なるものは國家權利の復活にして後日フレデリック、ウイリアム四世たるプロシヤ太子は大に其主義を主張するの人となるに至りて自由主義と保守主義は全く分立するに至れり、

宰相メツテルニヒの治世にある獨乙の強國オーストリアは此立憲的秩序なる學說よりして自國に取りて最も適當なる点のみを撰み來りて以て自然の政治的根據となし主府ベーン政治家は階級的代議制なる語は近世の立憲的代議制なる者と全く反對の意味を有するものとなし以て立憲的代議制なるものは全く許容すべからざるものとして之を排除せり千八百廿年オーストリアの主府ベーンに於て開かれたる會議に獨乙聯邦諸國の全權公使相集り熟議の上最後の法案(シユルサクテ)に一項を加へたり此一個は明に所謂近世の學說たる權力の分配及人民の主權は絶對に之を非認せるものにして國の政權は必ずや國の首長即ち國王獨り之を專有すべきものにして毫も之を他に分配すべき者にあらず、又人民は大權を有するものにあらず只王は或大權を執行するに當り立憲的代議なる一つの團體に之を諮詢して之に協賛を求むるの義務を自ら負ふに過ぎざる事を決定したるものなり、聯邦法を實行せんが爲皇帝フランシスは彼の領土にして獨乙聯邦に關する地方に對し何等政治上重要ならざる地

方議會なる者を認許せり、併も又理論的凡ての觀察は扱置き事實上より之を觀察するもオーストリアは國內人種一樣ならず一樣の規定を以て全般を律する能はざる事情あり従て一般の代議制に則るは到底不可能なるは其地誌を一見せば何人も容易に了知する所たり、國內の事情斯の如きもあるを以て宰相メツテルニヒは他の強國たるプロシアに於ては社會一般の觀察よりして(オーストリアに比し國內制度の大に進歩せる者ありとの世評を受くるを屑しとせずプロシヤも又オーストリアと等しく地理的關係ある事國內の事情に鑑み一般代議制の不適當なるを口述としてプロシヤをして自黨に引入れオーストリアと等しき制度を執らしめんとに勉めたり、然るにフレデリック、ウイリアムは千八百二十三年地方議會の設立を許可し以て大地主及都市住民の參政權を承認せり蓋し南方獨乙たるバリア、ウルテンブルグ、バーデンの諸州に於ては千八百十八年より十九年に於て階級的代議制と近世普通代議制との折衷により成れる立憲政治を施行するとなれり、而して北方獨乙諸邦、ハノーバ

イ、サクソニー、フランスウイック及ヘッセの選舉國にあつては千八百三十年革命動搖の壓迫に遭遇する迄は舊制度たる階級的代議制度は依然として繼續せられたり、千八百卅年の動搖は佛蘭西ベルギーより獨乙に侵入し其要求する所は完全なる立憲政體を建設せんとするものにして立憲政度を有する南方諸國及絶對王權を實行せる二大王國に於ては自由改進黨の旗下に降服するに至りプロシヤ及オーストリアは急進主義なる七月革命の爲には何等の影響も蒙らざりしなり、憲政主義者の成功は北獨乙の中部諸州に於て自由運動を誘致するの原因をなし延て急進的怒濤を惹起し千八百卅二年ハンバック第一回獨乙國民大會に於て發表せる大宣言に依りて南部地方は新らしき警報に接し政府は大混亂の渦中に投せられ革命運動は國內各所に起りたり此時に當り再び政界に頭角を顯したる愛國青年學生團體の裡にありて國家主義及古來よりの傳奇説を主張するもの大に衰へ自由改進黨の主義を唱へ革命的趨勢漸く盛なるに至れり、而して獨乙青年詩人團體の胞腑狹隘なる國家主義の主張により自由改

進主義の進歩に少なからず危害を加へたるに付大に議論ありしなり。急進黨の暴行放恣は議會に於ける立憲黨の首領をして暴行激烈なる手段を排難し之に反對の宣言をなさしむるの機會を與へたるものにして後獨乙の自由改進黨は立憲主義及急進主義の二派に別るゝに至れり。

プロシヤに於て立憲制度の希望充滿すると雖も先王の存命中之が發現の機運に際會せざりしと雖も此間に於て政府國民の安寧に最も深き關係を有する事情を含みたる政治上の大事業は陰に進歩しつゝありし者にて國家の行政組織は完備し行政の説備は巧妙精緻を極め専ら節儉を行ひ歳出を節制し一般信用を恢復し、國民經濟の平衡を保ち慧敏にして先見に富める經濟政策と、既に述べたるが如き經濟上の大發展たる關稅同盟の基礎を創造し、古來よりの軍事的精神はボーヘルの發明せる新式の軍事制度に於て之を養成し大に學問の自由を唱へ技術、科學等の研究に心を注ぎ新プロシヤの開國と共にベルリン大學を設置する等萬事夙既に其緒に著けり、故に若フ

レデリック、ウイリアム三世にして彼が先に國民と契約せしが如く自ら進んで代議制度を實行し國民に參政の權を與へしならば政府は斯かる革命の動亂を免れ得たりしならん而してプロシヤは久しき以前既に獨逸に於ける精神上の勝利を得たるものなることは争ふべからざる事實にして獨乙新帝國第一世の皇帝たる運命を有せし其人は千八百三十一年に於て早既に革命を受けずして直に之を斷行するの價値ありし事を宣言せり

當時佛蘭西の思想家エツセル、キチーは千八百三十二年發刊のレフライ、デスドイツクスモンデスに於て獨乙及其革命に關する論文を公にし獨乙の國家的運動を豫言し今後數十年後獨乙はプロシヤの働によりて其統一を完全し白晝己の運星を觀得るが如き大偉人現はれて其大業を成功すべしと云へり、然れどもキネーにして自由主義の勝利を延期すべき事に就きレデリック大王の主權の擴張を爲すに於てプロシヤ國王と其國民の間に暗黙の契約存在せしものと思惟せしものとせば大なる誤にして

國王に在りても國民の側に於ても毫も斯かる事實の誘引に依りたるものにあらず實際に於ては獨乙の自由改進黨の首領は次の國王が王位に即くを待て彼等の希望彼等の主張を王に提出せんことを期せり、王は先王フレデリック大王の政策を襲踏して之を實行するの自信なく且王は自國とロシアとの間古來より存在せる動搖に意を留むることなく又獨乙分立の兆候が諸種の事物に伏在せるを看取すること能はず只管自己の信し以て治國の唯一の手段としては只オーストリアと結び埃の宰相メツテルニヒの反動的政策に調和するにありとなせり、

キネーの豫言したるが如く果せるかな其後數十年を経て大偉人出で獨乙に於ける此等諸種の問題を解決し獨乙強國間の舊來よりの懸案は大戦争によりて斷乎たる解決を見獨乙統一の動亂は茲に其目的を達し、プロシヤ政策は納れられて自由及國家的思想は茲に始めて其融和合體を見るに至れり

## 第六章 英吉利に於ける穀物條

八四

### 例の廢止

千八百十五年の有名なる穀物條例は千六百七十年の穀物條例の謄寫なり、千六百七十年の穀物條例は外國產穀物の輸入に重税を課したるものにして殆ど輸入禁止と等しき效力を有せしものなり、此條例に依るときは内國產の小麥は一クヲターに付一志の輸出税を納めて輸出するを得ると雖も其輸入に至りては内國產小麥の價一クヲター八十志に昇騰する迄は實際其輸入を禁止せられたるに等しかりしなり、千八百十五年の穀物法案一度國會に提出せらるゝや何の困難もなく之を通過し即内國產小麥の市價一クオター八十志てう妖術的高價に達するまでは全然外國產穀物の輸入を禁したり而して該條例は當時國內の商工業者より熱心なる反對的請願ありしにも拘らず無遠慮に國會を通過したるものなれば種々の動搖の之に伴ふは免れざる所に

して倫敦其他國內各地に暴徒起り容易ならざる紛擾を醸したり、千八百十五年の穀物條例が斯の如くにして國會を通過するや幾もなくして遞減税法なるもの提出せられたと、此法例の目的とする所は内國產小麥の價或點に達するまでは其騰貴するに従つて輸入小麥の税金を遞減せんとするものなり、而して其精神に至りては二法共に異なる所なかりしものとす、是れ即「穀物は先づ其生産者の利益を第一に計算せざるべからざるものなるが故に生産者が充分の利益を得たる後にあらざれば社會一般の人民は穀物の價を低減するの權利なきものなり」との主義を基礎として制定せられたるものなり、斯の如くなるが故に農民は豊年にして穀物の稔饒なるときは凶年の時よりも低價に其穀物を賣却せざるべからざるの不幸を見るを以て彼等農民間に恐慌を來し之が救済を國會に要求するに至る、蓋し彼等の腦中には社會全般の繁榮は取りも直さず自家の繁榮なるの理を覺知すること能はざるに因るものなり。既にして穀物條例に反對の運動は先倫敦に起り小規模の穀物條例廢止同盟なるもの

を組織し其會員中には二十有餘名の國會議員もありて一時は世人をして其運動に望を屬せしめたりと雖も此運動は忽にして其活動を廢し何事をもなすに及ばざりき、倫敦は古來より有効なる活動の養成所たる能はざる所にして如何なる大危機に際しても自ら立ちて全英吉利の輿論を代表し以て運動の中心となりしことなし、然らば今回の大運動に關しても輿論を代表すべき中心地は他に之を求めざるべからず、因りて千八百三十八年彼の有害なる穀物條例を全然廢止するに必要なる方法を講究せんが爲めマンチエスターに集會を開き、マンチエスターの商業會議所は遂に穀物條例の廢止を國會に請願することに決し茲に始めて穀物條例廢止運動は其端緒を開きたり、此時よりして穀物條例廢止運動は日一日と其勢力を擴張し遂に國內の重大問題となり集會は倫敦及蘇格蘭の各都市に於て相接踵して開催せられ多くの團體は到處に組織せられて此運動を應援し其本營をマンチエスターに置き以て行動の統一を保てり。

國會に於て當初より數年間名義上自由貿易派の主腦者たりしものはチャールズ、ピリヤーズ氏なり氏は貴族の家に生れ其往來交際する者も亦貴族社會なりし然れ共生來材能に富み一度自由貿易の主義を執りてより固く守て其主義を變せず、氏は穀物條例全廢の目的を達せんが爲め屢々國會に勸議を提出し且其辨舌と理論とは能く社會人心をして此問題に傾注せしむるに足り彼れの唱導せる自由貿易主義に投ずる者愈多きを加へたり然りと雖も當時英國々民特に製造業の盛なる北部地方の諸都市にして斯の如き方法手段を以て自由貿易主義の實行に盡瘁し且之を幫助するにあらずればピリヤーズ氏縱令學生の力を致すと雖も其目的を達する能はざりしならん、此等北部の諸都會は彼のグレイ卿の議院改革案が國會を通過するまでは國會に代議士を出すの權利を有せざりしなり然りと雖も一度該案の通過するや此等の諸都會は永く參政權を有する能はざりし反感として政權を一手に掌握するの運命を有せしものと見へ該法案の議會を通過し代議士を出すの權利を與へらるゝや急に勢力を得て遂

に國家の政權を掌握するに至れり、北部の都市たるマンチエスターといひ、バーミンガムといひ、將リーズ、といひ、現今英吉利の生存に取りて肝要なるの點は自由貿易前と異なる所なしと雖も其政治上に於ける霸權は昔時の夫れに比すべくもあらざるなり、穀物條例廢止以前にありては都會と地方とは互に反目の敵にして、マンチエスターハ都會を代表し而して一時全國の土地所有者より成れる保守派は地方を代表せり而して所謂マンチエスター學派なるものは當時人材に富めるを以て其政治的運動に一新正面を開きたり、此時に至る迄は政治上の激昂運動は總て之を社會人心の感情に訴へ又感情に訴へて人心を激發し以て其生存を保てるものなりしなり然るにマンチエスター學派なるもの一度其運動を惹起するや單に感情に訴ふることを爲さず只管道理と議論とに訴へて動作の方向を定め從來空言を以て人心を動搖せしめたるも數理に基きて人心を説服し暴民の一揆は之を變じて政治經濟上の集會となせり

穀物條例廢止運動の事實上の主腦者はリチャード、コブデン氏となす、氏は郷民の家に生る然るに不幸にも此自由貿易軍の旗首たるコブデン氏は幼にして其父を失ひ高等の教育を受くる能はず其叔父なる倫敦の卸商の家に養はれ此處に於て其職業を求むるの境遇なりき、其後コブデン氏はマンチエスターの某木綿會社の社員となり商務を帯びて時々各地を旅行せり旅行は氏の最も好む所なりしと雖も、氏の旅行は普通の旅行者と全く其趣味を異にし各所を尋ね古跡を訪ひ美術風景を探るは氏の好む所にあらず、氏の旅行に求むる所のは各地の情態が其人民に及ぼす影響を研究し現在及將來を觀察し各國の形勢と其人情風俗を講究するを以て唯一の目的とするものなり故に其眼に觸るゝ所のものは悉く明敏なる觀察を下して自ら其得失を判斷するを常とせり、又コブデン氏は人に接するに當りては必ずや多少の智識を其人より學得し得る天與の智識を有するの人にして、是れ氏と性質を異にせる大人傑士の具備する性格にして、殊にコブデン氏は此特能を有すること大なりしが故人苟も



氏と瞬時の會合を爲すことあれば、氏は必ず此等の人傑より其智識の幾分を獲得し以て自己を利すること速なりしなり、氏は現今と異なり旅行の最も困難なる時代に於て廣く世界を遊歴し歐洲各國を始め東洋諸國合衆國及加奈太に至るまで其足跡の印せざるなく殊に合衆國及加奈太に渡航するは當時甚だ困難なる業にして他人の稀に之を成功したる所なく然りと雖も氏は再度まで此等の地に旅行し先に受けたる所の印象と後の觀察とを比較研究せり、コブデン氏は其齡三十二才に垂として數種の小冊子を著はし當時政治家の常套説たる舊主義、即ち歐羅巴諸國の權力平均愛爾蘭に於ける國教維持の必要歐羅巴に起れる戦争には英國は必ず之に干渉すべきと等の諸問題を論破し以て之に反對の意見を發表せしより彼れの名聲は漸次世に現はるるに至れり、就中辯舌は氏の唯一の戦具にして若し辯論を以て一ツの技術とせずして事務なりとせば「即ち辯論の良否は其方式よりも寧ろ其成功を見て始めて之を判定すべきものと爲すときは」コブデン氏は英國古來の最大雄辯家の一人なりと云ふも

決して過言にあらざるなり、コブデン氏の演説には一種冒すべからざる聴衆をして恍惚として誘化せしむるの態度あり且、淡泊にして、熱心、晴快、にして滿腔の熱情は自ら其辯説に表影され其聴衆を説得するの魔力に至りては如何なる雄辯の人と雖も及ぶ能はず其云ふ所悉く理に適ひ聴衆の理性と判断とに命中し覺へず感服の情に堪へさらしむるものあり、又氏の演説は全く會話的なるも音聲高朗にして言語明晰なるを以て大衆の中に於ても明瞭に其説く處を了解し得べし、其議論は自己實際の經驗と觀察若くは書中の例證を擧げて之を明確ならしめ其例證は適切にして興味多かりし、氏の演説には快活の意氣充滿し純粹の英語を以て其言語音調を操縦せり、彼れは決して不必要の語を演説中に挿入することなく其一言半句と雖も意味の明瞭ならざるものなし斯の如くなるが故にコブデン氏に反對の意見を有する者と雖も「其平素固守せる主義及意見もコブデン氏の自在なる辯論の鋒先に破碎せられたり」とて往々絶望の歎聲を發するものありしと云ふ、然れ共人心の激昂し狂亂怒風の社

會を風靡するの時に際しては氏の辯論は爾かく勢力を有するものにあらざるべし、云はゞ氏は常識と平穩なる行爲の傳導者とも云ふべく人の感情には毫も同情を有せず感情の何たるかを解せず、感情の如きは氏にとりては一顧の價だもなき者にして氏の人を判断し國民を判断するに際しては専ら自己の智識と自己の性情を標準となし、人も國民も當に自己の如くなるべしと思惟し如何なる場合に於ても自己を信じ正當と公平なる行爲を以てせば能く全世界を支配し得べき者也との信念を有せり、故に氏は感情なるものに就ては毫も留意することを爲さざるのみならず假令其感情にして多少高尚なる性情に其原泉を汲むものなりとするも人の平和的行動若くは眞義公平の行爲を妨ぐるの嫌あるときは氏は決して之を尊重せざりしなり、斯くの如くなるが故に氏は英國人民の性情の一半だも代表すること能はず從て政治上の大問題に關しても國民の同情を得る能はざりしと雖も併も穀物條例廢止運動を主唱して其目的を貫徹するに當りては氏は神命によりて其主動者たるの天職を授けられたるものゝ如し

コブデン氏は當時自己と意見を等ふし、步調を揃へて其目的を遂行するに適當なる多くの同僚を發見せり就中終始氏と共に穀物條例廢止同盟の重鎮となり其の中堅に居て策を弄せしものはブライト氏なり、ブライト氏の如きは古來英國の政治社會に於て幾多の雄辯家を生せしと雖も其大辯論家たるの資格に於て恐く未だ曾て氏に匹敵するもの蓋一人も見ざる所なるべし、氏は身體魁偉にして大頭を擁し顔面秀麗にして威儀自ら四隣を拂ひ音聲高雅にして反影あり明晰にして一種の震動を含み哀情を吐露し侮蔑の言を弄するに當りては一種云ふべからざる魔力を以て聽衆を感激せしむるの力を有し、氏の演説は極めて嚴肅にして一點の誇大なく又徒に無用の裝飾的言語を用ふることなく又毫も感情の支配を受くるとなかりしなり、氏の演説を聴きて第一に感ずるものは其優雅なる自制力なりとす即ち氏は其最も強力の議論を吐露するときにも聽衆の目には其力を抑制しつゝあるものゝ如く見へ併も其音聲

は沈着にして自ら法則あり又氏は徒に裝飾的態容を粧ふことを爲さず、如何に感情に激することありと雖も言禮を失し妄語を弄することなく、彼の議論は譬は白熱の如く其熱度は能く鼎を鎔すと雖も決して赫々の光を發することなく又生來滑稽に長じ諷刺的隱語に妙を得たり、彼は多くの書籍を涉獵せずと雖も併も一旦繙きたるものには能く之に精通し、聖書とミルトンの書は彼の最も研究せし所なり、ブライト氏の生家は英吉利中等の階級に屬し、クエーカー教徒にして家庭は稍嚴格なりし其家はロックデール及ランカシャイヤーに於て毛氈の製造業を營み頗る多額の利益を博して家に巨萬の富を積めり」

コブデン氏とブライト氏と二人互に相接近し穀物條例廢止同盟に於て二人其行動を共にし二人の交誼は漆膠も管ならず其相愛兄弟も及ばず二人心を協せて國家の事に盡碎しコブデン氏の死するまではブライト氏の名を呼べばコブデン氏の名必ず之に伴ひコブデンと云へばブライトなる名稱必ず之に従ふが如く二人互に密接不離の關

係を生せしに就ては自ら小説的經路あり、二人共に高潔なる生活を爲し各自天與の特獨なる材能を具へ、二人共に淡泊にして健全なる思想を有し世人は二人の優劣を比較して絶へず其褒貶を壇にするも雖も二人の間にはありては毫も競争的念慮を起すことなく二人の有する天賦の材能は相待て鞏固なる同盟を作るに的し、二人互に其不足を補ひコブデン氏の缺點とする所は寧ろブライト氏の長所にしてブライト氏の及ばざる點はコブデン氏之を補充し、コブデン氏の神秘なる説得力と縱横自在なる辯論とはブライト氏に缺く所にしてブライト氏の演説に於ける抑揚頓挫の妙と言語音聲の高低變化ある雄辯と其滑稽、諷刺の隱語の操縱等はコブデン氏の企て及ばざる所たり斯の如くなるが故に二人の長所は相俟て衆議院其他の演壇に於て實に天與の大雄辯を爲せしものなり

其他此二氏と行動を共にし相補けて穀物條例廢止運動の衝に當りたるの士はユニテリアン教の宣教師として名聲高く雄辯家の聞へありしダブルユー、ゼー、ブラックス

氏及最初は保守黨に屬せしも穀物條例廢止運動の起るに當りて之に加盟したるミルナー、ギブロン等を以て其重なるものとす、

然して穀物條例廢止同盟は國內を通して一先成功の位置を占めたりと雖も國會に於て勝利を得んとするには更に非常なる勢力を盡さざるべからず、議院改革一度行はれ製造家及中等階級の參政權大に擴張せられたる後と雖も衆議院は其議員の十分の九は地主より選出せられたる代議士を以て其席を充塞し貴族院は全部地主を以て構成せらるゝの有様なりし、而して此新趨勢たる穀物條例廢止運動なるものは表面上商工業家及其使備せる人々の利益を基礎とし獨り商工業家の企圖したるものなるが如き觀ありしを以て貴族社會の傳説及威儼は自然此運動と相容れざるの結果を來し且又工人社會は全体に於て寧ろ自由貿易に反對するの傾向を示したるのみならず騒動を起すの要素としては工人社會は頗る危険にして最も恐るべきものあり剩へ當時國家の要路に當れる大官は概ね自由貿易に反對の意見を有するものなれば此等の人々をも亦説服せざるべからざるの困難あり

穀物條例廢止運動の國內に起りてより英國の政治界に一ツの新劇を演出し重厚なる政治家をして驚愕周章を極めしめたり、穀物條例廢止同盟の人々は永久進歩黨と絶つべからざる關係を有するにあらず苟も穀物條例廢止の意見を有するものは其何黨なるを問はず之と行動を共にすることを辭せずと宣言せるものなり

穀物條例廢止同盟はサー、ロバート、ピール氏の内閣を組織して其政を權握りたるに依りて毫も其勢力を削かれたるものにあらず、ジョン、ラッセルの黨派と異り自由貿易に絶對的の反對なる黨派の首領たるピールが其屬僚を率ひて政權を掌握したる時に於て寧ろ同盟の前途は有望となるの傾向を示せり、何となれば穀物條例廢止同盟は常にピール氏を以て其心中自由貿易論者なりと看做し以爲「ピール氏は胸中自由貿易に左袒するものなりと雖も併も當時保護政策より數年間受け來りたる農民の利益を俄に剝奪する方法を發見せざるが故なり」と

斯の如く反對黨及ピール氏の反對者は既に氏の心中に知悉するにも不拘地方黨たる保守黨にありては未だ自黨の首領の意中を解釋する能はず彼等は其當時國家の政策に變更を來すが如きは到底不可能の事と信し自由貿易の如きも彼等の見地よりする時は只一ツの空論に過ぎず只に國會外に於て唱導せらるる巷説に止まるものと輕々に之を看過せり毫も意に介せず彼等は其幼時に於て見聞せる社會の事實は永久變更するものにあらずとの確信を有せり而して議會に於ける二政黨即ち大臣を出したる二個の政黨は自由貿易法案の提出に反對したり。

當時サー、ロバート、ピール、にして穀物保護政策は經濟上の原則に反するを以て永く之を維持すべきものにあらざるを以て早晚之を廢止せざるべからざるの理を其黨員に訓示して其思想を改良せしめしならんには其後穀物の輸入自由となり一般國民の利益となり且地主農業者等の利益も之が爲に増進し得べきは穀物條例廢止の事實が證明せしが如く篤に此事實を黨員に指示し得たるべきにピールにして之を爲さ

りしは實に遺憾とする所なり、抑自由貿易主義の議案を提出せし時に至るまでには其黨内に於けるピールの勢力は實に絶大無限のものにして彼は其黨を率ひて何事も爲し得るの地位にありたり、然りと雖もピールは最初より萬事控目に冷淡にして且稍過慮の性質あり其平常信任する人に對してすらも悉く其感情を露出し其意思の變化を發表するが如きことを爲さず、當時起りたる事件に關してはピール氏は獨自己の胸中に深く之を熟慮し公衆の前に之を發表するに當りては恰も焦眉の急に迫られて始めて之を爲すもの、如く之と同時に氏は其意見を發表しつゝある間に其黨員は自然其意見の變化を認識するに至るべしと想像するもの、如し要するにピール氏自身と雖も保護主義を棄て、自由貿易論者の要求を容れざるべからざるの時機來りたるを看破したるは其最後の時なるが如し、

余は之より自由貿易問題に關する英國二大政黨の關係如何を觀察せんと欲す、先第一に進歩黨は一直線に自由貿易の問題に向て進行し其主義を頌揚しつゝあり而して

其領首達は未だ之を以て實地に施し其政治的技倆を試むるの好材料として自由貿易説を執るに至らざりしと雖も然も早晚之を執るは疑なき事實にして只其時期明確ならざるに過ぎず其時期と雖も既に遠からざる事明なり、保守黨の首領も亦日々同方向に傾斜し來りたり、此等兩黨の首領たるラッセル及ピールは既に業に自由貿易の一般的原则を是認するものなり、只ピールは英國に於て穀物に對しては自由貿易の原則は暫く之を例外として處理すべきものなりとなし、ラッセルも亦現今既に穀物に對しても自由貿易の原則を適用すべき時期に達したりとなすものにあらず、時恰も國內各地方に於て自由貿易論者は日を追て其勢力を擴張し來り大に爲すあるの傾向を示したり、形勢斯の如くなれば政府に立てる二大政黨の内何れか必ずや自由貿易論者と提掣し其主張を實行するに至るべきは容易に觀察し得べき事實たり然るに穀物條例廢止運動の場合に於ては政黨の力を以て制馭し能はざる事實其間に介在し以て首相の意志を轉覆せしめたり、然らば其事實は何ぞや即數年の後ブライト氏が

其親友エブデン氏を弔ふに當り恰當なる句を以て之を説明せり、曰く「吾人の敵たる飢饉其ものは今や吾人と提掣せり」と云ひしもの之なり、即ち千八百四十五年の秋愛爾蘭の馬鈴薯は植物病に罹りたり、之が爲め國內の飢饉は愈穀物輸入の必要を來し首相をして穀物輸入の急務を感せしめ以て自由貿易主義實行の時期を迅からしむるの動機となりたるものなり、

愛爾蘭に於ける多數勞働社會は全く其生活馬鈴薯に倚賴し之を以て其常食となす、蘇格蘭人の後裔が住居する北部愛爾蘭地方の住民は燕麥の供給ありと雖も尙且其大部分は馬鈴薯に依て其生活を支へ而して南方及西方の地に於ける農民の大部分は全く馬鈴薯のみに倚りて生活し生れて死するに至るまで未曾て鮮肉の味を知らざるもの多し斯の如くなるが故に一旦馬鈴薯にして稔らざるに於ては住民は當然飢餓に陥るの外なし、千八百四十五年の秋愛爾蘭より俄然急報來り告げて曰く「降雨連日氣候寒冷久しく太陽を浴びず爲めに馬鈴薯は未だ全滅には至らざるも非常なる損害を蒙り住民の食物は將に盡きんとす」と

此報に接するやサー、ロバート、ピール、の内閣は屢々緊急會議を開きて善後策を審議し、人民は亦急に國會を召集するか將此際斷乎たる處置に出づべきことを政府に詰問し穀物條例廢止同盟は速に自由貿易主義に則り各港を開放すべしと絶叫し首相も亦大に各港開放主義に傾き穀物條例一時中止の提議を爲したりと雖も、ウエリントン及スタンレー等は港灣開放に反對し首相の提議は遂に撤回の非運に遇へり、已むなく内閣は單に飢饉に對する救濟方法を講究せしめんが爲め愛爾蘭の大官中より數名の委員を撰定するの一事を決議したるに止まり秋期議會の召集の如きは遂に之を決行するに至らざりし、よ

愛爾蘭に於ては港灣開放の叫聲國內到處に喧しくダブリンに於けるマンション、ハウス救助委員は屢々宣言書を發して曰く馬鈴薯の恐慌は日に益猖獗を極め其停止する所を知らず此状態なるに政府は尙且各港の開放を爲さず臨時議會の召集をも爲さずして徒に國民の飢餓に泣くを看過するものなりや」との政府攻撃の文意を以て其

宣言書を結びたり、

此宣言書の發表せられたる後二三日にしてジョン、ラッセルはエジンバラ市より書を倫敦の選舉人に送り自己は主義既に穀物條例廢止同盟と提挈せるものなることを告げ其意見を述べたり、彼をして此書を公にせしめたるものは蓋馬鈴薯の不作が其の直接の原因を爲したるものなるや勿論なり、ピール自身も亦曰く進歩黨も穀物條例の全廢を爲さんが爲め穀物條例廢止同盟と提挈せんと云ふことの架空の説にあらざりしこと此書に因りて明白なり」と茲に至りてピールは最早各港の開放のみを提供するを以て足れりと爲さざるに至れり、ピール以爲進歩黨の首領に依りて提議せられたる最少の條件だも容るゝに於ては單に政府は他の意見に屈從したることなるものなりと、ピールは臨時議會を召集して速に穀物條例の全廢を爲すべき良策を講究せんことを其關係に謀りたり、

ピールの此提議は時機を得且頗る賢明の處置にして又實際己を得ざるの結果たり、

然りと雖も進歩黨と云ひ保守黨と云ひ決して徐に事實に鑑み理論に徴して其意見を決定したるものにあらず唯政治上の危急に迫られて止むを得ず所見を決定したるに過ぎず、要するに愛爾蘭の馬鈴薯の飢饉はジョン・ラッセルを刺戟して其書面を發せしめジョン・ラッセルの書面は又サー・ロバーと、ピールを刺戟して斷乎たる處置に出ざるべからざることを決心せしめ其關係も亦大部分ピールと意見を共にするものなり、ジョン・ラッセルが其書を公にしてより未幾日ならずして十一月二十五日內閣會議は開かれたり此會議に於てピールは愛爾蘭に於ける飢饉に對する善後策を講究するが爲め國會を召集せんとを提議せり然るにスタンレー、及バックリユーク公等は穀物條例を全廢の方策には賛同し能はずとの意を首相に對して發表せり茲に於て首相ピールは斯く如き形勢の下にあり內閣の要路に立つも到底自己の政見を遂行するの困難なるを看破し急忽辭表を女皇の闕下に捧呈せり

茲に於てジョン・ラッセルはエジンバラより召致せられ內閣組織の大命を受けたり一篇の書翰素より內閣更迭の意ありて作りたるものにあらず然るにはしなくラッセルをして、ピールの跡を襲ひ內閣を組織せんとするの遠素を爲さんとはラッセルに於ても決して豫期せし所にあらざるなり、ラッセル卿は直ちに倫敦に來り萬難を排して極力內閣の組織に務めたり然るに當時彼の黨派は地方に於て強勢ならざるのみならず國會に於ても少數にして勢揚らざりしかば其苦心一方ならざりき然れ共ラッセルの剛毅と堅忍とは斯る離局に處して始めて現はれ彼は國會に多數の勢力を有せざるに不拘進で內閣を組織せんと決心し甚だ勉めたりと雖も如何せん未だ彼をして少數黨を率ひて內閣を組織し以て多數の反對黨と相見るとの機運を與へざりしなり、ラッセル內閣が組織に至らざりしには種々なる事情ありて存し、グレー卿（數ヶ月以前未だ其父の家を繼がざりしときはホイックス卿と稱せし人にして其父はチャールズ、グレー卿にして曾て首相の重職にあり彼の有名なる議院改革案を通過せしめ且奴隸制度の全廢を決行せし人なり）及バルマーストーン卿の兩人は共にラッ



セルを補けて入閣すべかりし二人間外交政策に於て甚しく相容れざるものありて相携て内閣に立つを屑よしとせず爲にラッセルの計畫をして畫餅に歸せしめたるの原因を爲したるものなり、

ロード、デヨン、ニッセルは内閣組織の到底不可能なるを看破し其旨を女皇に奏上せり然れ共氏は其全力を擧げて内閣の組織に盡力したるもなれば假令失敗に終りたりとするも深く之を悲まざりしならん、茲に於て女皇は又侯サー、ロバート、ピールをウイドロルの宮城に招致し先の辭表を却下し舊職に服し以て女皇の爲めに盡碎すべき旨を訓諭せられたり、ピールに於ても素より之を辭する能はず大命を奉して事に當るべき旨を奉答せり、此時に當りバックリユーク公は公然ピールの實行せんとする政策に同意を表したりと雖もスタンレー卿は固く前説を執りて動かざるを以てグラットストーン氏を殖民大臣に任じ其他位に代らしめたり然るにグラットストーンは將に來らんとする議會には頗る重大なる事件あるにも不拘議會に議席を有せざりし

は實に奇怪なる事實と云はざるべからず、蓋グラットストーン氏は以前ニューウヲトクの選舉區より選出せられたることありしが該選舉區は元來ニューウカツスル公の勢力範圍に屬する所たり然るに公は内閣を補くることを拒みたるの故を以て此區より撰出せらるゝを屑よしとせず數ヶ月の間議會に議席を有せざりしなり、而してサー、ロバート、ピールは彼自ら表言したるが如く、辭職前に比して一層強大なる政治的權力を獲得し葬式終りて後再び蘇生したる人の如き感ありしと云ふ、

一月に國會は召集せられたり、此會議に於ては保護貿易論者及極端なる保守黨の面々はピールの提出せる政策に對して如何なる態度を執るべきやは夙に之を推側するに難からず、保護貿易論者は國內各所に集會を催し首相の提案を豫想して之を論駁せり各集會に於て議決せられたる條項は等しく首相不信任の決議と飢饉に對する内閣の政策の不可とを包含せざるものなし尙彼等の最も忿恚的に論したる原因は内閣が飢饉を豫想して設けんとする政策たる穀價一定の主義を破壊しすくなくとも穀物

の其常價以下に下ること防ぐ能はざるを恐るゝの識見に因るもとなり。

議會は愈召集期日に達し千八百四十六年一月二十二日開院式を擧げたり。

當夜開きし此會議は實に英國々會ありて以來嘗て見ざる所にして重要なる勳議は提出せらるべく、激論亦豫期せられたる所にして衆議院は何となく活氣の裡に洩まれ満場の光景は實に快絶を極めたり此時に當りてや恰も風の海面を渡るが如く諸員の心を動かし衆心總て一大目的に集中し、あはや國會なる大巨人滿腔の精神と共に搖ぎ出でんかと怪まるゝ計りなりし、政府員の席と反對黨の席の前列には政治上歴史上に於て名を止むべき名士肩を並べて着席し其他各所の席も皆滿員にして殆ど餘地を残さず、尙且席の足らざるが爲め(座席なくして苦むもの多かりし)演臺の下若くは廊下の邊に佇立し辛じて其身を支ふる者も亦すくなからず、而して政府委員席と反對黨首領席とを占むる者のみ必ずしも勢力あり且有識の士なりと云ふべからず獨立議員席にあるもの其他廊下通路等に身を支ふる者の文中卓越の士なきにあら

ず、傍聴席と云ひ議長席の圍回と云ひ人を以て滿され満堂を廻視するに只二ツの間隙にも發見する能はず、各席に於て議員等の爲せる耳語一ツとして深き憂慮の音を帯びざるなし斯かる議會に出席して満場の大衆が熱心に待設けたる前に立ち自己の意見を吐露するの總理大臣たらんことは功名の士の深く光榮とする所たるや勿論なり

總理大臣サー、ロバート、ピールは先演臺に現はれ長時間の辨論を費して自由貿易及保護貿易の問題に就て自己の所信を變更したる理由の説明に大に務むる所あり且穀物税の減少は一ツは國家の歳入を増加し他方に於て毫も物價の低落を來さざるべき理由を根本的に説明し、玻璃税、亞麻税、鹽豚、海軍用鹽牛及家豚の市價を論し其他諸般の事項に論及し長時間に涉りて詳細の説明を爲したり、然るに今夜議會に於て満場が熱心に聞かんと欲する所のものは此等の説明にあらずして單に首相が自由貿易の政策を容るゝの意見なりや否やにあり、然れ共首相ピールの演説は其全然マン

チエヌター學派の主唱せる自由貿易主義に賛同し是迄執り來りたる保護貿易政策は之を廢棄するの時機既に熟したることを満場に告白するに足るものなりき。

首相ピールの演説終りたる後と雖も下院の議員は此辨論に依りて政府の執るべき方針を確知すること能はず唯其論旨に依りて推測を下すの外なかりしなり斯の如くなるが故に政府の政略が公然宣言せられたる後論難攻撃を試むべく只管其公表を待つのみにて何等の議論も生ぜざりし折柄突然新奇なる一人物壇上に躍出憂慮に煩まされ一時沈睡の姿なりし下院に一光彩を加へ新元氣を興へ以て其形勢を震興せり、顧ふに時機を得たる一場の演説を以て其身の歴史に一大變遷を興へ一生の運命を啓きたる此人の如きは英國議院史に於て多く見ざる所なり、仰サー、ロバート、ピールの演説を批評し之に説明を加へんが爲壇上に上りたる新奇の一議員は多年下院にあり今期を以て其第十會期となし其間屢演説を爲し時として破天荒の行爲を敢てし議會に於て名聲を博せんことを務めたりと雖も今日まで何等得る所なかりしが一度ピール

の辨論に對する批評的演説を爲してより頓に名聲を高め以後多年衰へず其功業史上に燦然たるに至れり。

### ヂスレリー氏

一舉にして名聲を博し一躍して濟輩を凌ぎ恰も一黨の首領たるが如き地位を占めたる斯演説者の如きは蓋今治世中最も顯著なる政治家にして稀に見る所なり、抑ヂスレリー氏がネードストーンより撰出せられて一ツの保守黨員として下院に入りたるは千八百三十七年にして恰も氏の年齢は卅二才なりし、氏が之まで屢々國會に入らんとして競争を試みたるも皆失敗に歸したる所以のものは氏は最初進歩黨員として政治界に乗出し人民多衆を良友として政治社會に格闘せんことを唱揚し貴族的臭味を帯びたる何等の黨派よりも援助を受けずと公言したるに因るものなり、然るに選舉場裡に於て屢々失敗したるの結果遂に貴族的臭味を有する政黨の庇護を受くるの

寧ろ得策なることを覺知するに至れり、ヂスレリー氏は彼が未だ政治社會に馳驅せざる以前早既に其非凡なる文學的材能を以て其名を社會に知られ二十三才のとき著したる小説「ブイブアン、グレー」は放肆と嬌飾と獸情を以て充されしものなりと雖も、嶄新にして燦然たる文學上の材能を影表して餘りあるものと云ふべし、斯の如くヂスレリー氏は文學者として其身を起したるものなれば當時氏の政治思想は單に青年文學者的思想に過ぎずして極めて幼稚なるものなりしならん故に氏が最も過激なる急進主義より一轉して小説的なる保守黨に入りたりとて熱慮の上の變節にあらざるべく從て深く之を咎むるの要なかるべし、又氏が始めて政治海に棹を染めたる當時に於ては氏は保守とか急進とかの語に就て明確なる觀念の區別を知らざりしものゝ如し、少壯なるヂスレリー氏が極端なる急進主義を以てしては選舉に當選し國會に入るの容易ならざることを發覺したるとき氏は其一生を犠牲に供してまでも急進主義を主張せざるべからざる程深く急進主義に根底を有するものなるや否やに付自

ら疑ひ自ら詰問したるなるべし、而して氏は反覆此問題を考究したる後遂に社會事物の現狀を保持するを以て主義とする論者に身を投じ之と相提挈して事に當るの利益なることを發見したるものなり

ヂスレリー氏の爲したる數回の演説は其數多の文章とに徴するも其變節に至りたる經路の痕跡を發見するの事實なきより考ふるも氏は始め急進主義の壯快にして異彩ありとの好奇心に驅られ之に投じたるも其目的を達するが爲めには此主義の甚敷便ならざるを悟り漸く地方政派たる保守主義に傾くに至りしものなりと論定するも蓋し不當の推測にあらざるべし、而してヂスレリー氏が未だ國會に入らざりし前に博したる名聲は其政界に馳驅するの助けを爲したるものにあらずして寧ろ障害を加へたる醜名なりしなり、當時氏は常軌を脱したる剛放恣言の暴論家なりと看做され其社會に害毒を及ぼさしりし所以のものは全く氏の言行の虚飾放逸によるものなりとなしたりき氏の風彩舉動は頗る奇異にして其服裝の如きは華奢に過ぎて調和を缺き

氏の言論は冷侮熱情雜然として相混し言論は常に一點の謙遜なく倨傲殆其極點に達し其修辭の放恣にして不規則なるに至りては猛烈恣言言論の最も自由なりし當時と雖も世人之を聞きて尙且警倒するの有様なりし、斯の如くなるが故に後日に至り世の歡迎を受けたる彼の傑作すらも當時にありては社會の冷遇を受くるに過ぎず世人は之を以て一種の技術の真正なる產出物となさず單に一個の慧敏なる青年が大膽なる虚想と放縱なる構想の表影に過ぎずとなせり、氏が衆議院に入りて其天賦の慧腕を振ひ得ざりし所以のものは蓋斯くの如く氏の名が世人の嫌蔑に觸れ居たるが故にして其國會に於ける最初の演説の如き毫も世人の好望を得る能はざりしなり願ふに彼が衆議院に於て爲したる處女演説の如きは立意明確にして奇喻に富み其體裁に於て氏が後年下院の喝采を博したるものと毫も異なる所なき巧妙の演説なりしに不拘滿場の冷笑と嘲弄を招き遂に冷侮嘲笑場裡に葬られしもの抑も何に因りて然るかを怪むものなり然るに議會に入るの以前に於て氏の醜名は既に高く從て議員等は氏

の面想を見て早く既に氏に對する平生の侮蔑的感想を喚起し一も二もなく其演説を以て輕薄耳を傾くるに足らざるものと爲したるの結果遂に彼をして其處女演説と彼自身の風彩の異様なると相俟て異日彼の勢力範圍に收めたる下院議員の侮辱と嘲笑とを招き數年の間排齊し得ざる醜名を獲せしむるに至りしなり、當時氏を見たるもの之を評して曰く「ヂスレリー氏は異様なるフロツクコート及白色のチョツキを着け其ズボンは大形にして頗る意匠を凝したるもの、頸飾は巾廣くして悉く襯衣の襟を覆ふに足るものにして全く外装虚飾の摸型たるの資格は悉く之を具備し顔色は蒼白にして兩眼の瞳子は飽迄黒く額は廣くして高からず總々せる漆黒の毛髪は油艶麗々右方の鬢頭より梳分けて左方の頬端に垂れ其態度は宛から俳優の如く舉止は常に粗野放恣なり」と、ヂスレリー氏は單に失敗を爲したるのみならず實に滑稽的失態を演じたるものにして、當時議院に於て氏の辯説を聞き其態度を目撃したるものはヂスレリー氏が滿場の激笑と喧擾に遮られ遂に退場したるの狀を記して曰く「滿場の

嘲笑を受くるも毅然として維持し來りし情思茲に至りて其堅忍の膺を破り憤然として進歩黨員を睥睨し高く双手を挙げ能ふ丈け其口を開き高朝にして震動するが如き大聲を發して曰く、余は從來多くの事業を企て最後に於て多く之に成功せり、今余は諸君の喧擾と嘲笑に妨げられ余義なく演説半にして壇を下ると雖も異日必ずや諸君が余の説に耳を傾くるの秋あるべきは余の斷じて疑はざる所なり」と絶叫して壇を降りたりと

然りと雖もデスレリー氏は其處女演説に於ける大失敗に由て毫も勇氣を挫かれたるものにあらず其後幾日ならずして再び演説を試み第一の會期に於て三四回の演説を爲したり、然れ共彼は最初の演説に對する冷酷なる經驗により大に悟る所あり再び處女演説の如き放膽にして長時間に渉る演説を爲さざりしなり且漸次議院の性情を知るに從て詭誕の言論を爲さず勉めて思慮ある演説を爲し常に他の注目を買はんとし、他人の避けんとする政治的信念を公言するを好むの人となれり、當時デスレリ

ー氏は果して確固たる政治的意見を有せしや否や若し之を有したりとすれば如何なりしや之を確知せんこと決して容易のことにあらざりしなり、當時氏は自ら明かなる見解を有せざる問題に就て議論を試み又時として氏よりも一層大なる經驗ある人々すらも雜然迷惑を感じたる財政上の問題を解説せんと試みたることあり然れ共氏は屢々人をして感動せしめ尊敬の念を起さしむべき曖昧深奥の語を用ひて議論し衆人の中に於て只一人能く問題の要點を看破したれ共自己は未だ之を明確に説明すべき人にあらずと思惟するが如く街ふことありき、願ふにデスレリー氏は其生涯に於て一度虚飾家の模型として殊更に其虚飾を得意とせしことなきにあらず然れ共氏が天賦の偉人なることは疑ふべからざる所にして如何なる困難、如何なる悲境に遭遇するも毫も沮喪落膽したることなし、

デスレリー氏は始め非凡人として社會萬衆の舌頭に上らんことを以て理想と爲したるもの、如く、果して又其理想の如く彼は成功したるものにして當時の新聞と云ひ

雑誌と云ひ氏に關する記事を以て紙面の大部分を充塞せらるゝに至りたり然れ共其記事たるや彼に稱讚の辭を呈するものにあざりしなり、勿論彼自身も亦人の美を爲すの器にあざりしを以て他の稱讚を受くるの因縁毫もなかりしなり、當時デスレリー氏が反對の新聞雜誌等に向て弄したる言語及反對の新聞雜誌等がデスレリー氏に向て吐きたる言語を考究するときは何人と雖も能く當時の政争の状態に一瞥を喫せざるを得べし、決闘の凡習其當時以後久しくやまずデスレリー氏の如きは常に言論を以て發したるものを拳銃に訴へて之を擁護し如何に論争に熱中し不法の暴言なりと雖も苟も一度自己の唇を出でたるものは之に對して飽迄も責任を負ふべしと公言せり、デスレリーは其一名の手段は譏謗放膽の言語とを以て能く當時社會の水平線上に卓出し且政治的争論者として其名聲を揚げつゝありたり、斯の如くなるが故に國會に於ても皆氏を以て畏るべき論敵となすに至り彼又反對者に對する反駁嘲笑の術に長じたるものなりき、然れ共氏が議院生活の當初に於てはピール氏が自己

の意見に適ふ説を定表したるときは之を稱賛しピールを稱賛せば從て他人を傷くるの結果を來すときも亦之を稱賛する等の行爲ありて行動一定せざりしかば人皆氏を目して無定見なる一個の漂流的野武士なりと看做すに至れり、而して氏が始めて政治的大辯論家として且議院の大雄辯家として其名聲を知らるゝに至りしは實に穀物條例廢止問題が其沸騰點に達したるときなりとす、

此時に至るまで氏は其猛暴を吹き込み之をして正當なりと首肯せしめ且其嘲弄辯駁の特技を有効に使用するを得べき好伴侶を有せず、其向て演説を爲す所の聽衆は概ね氏に同情を有せざるの人なりしなり、然るに今や氏は將に憤怒の爲めに狂激し窒息せんとする大團體を代表して彼等の云はんとして云ふこと能はざりし所の意見を縦横に吐露し得るの地置に立てり、而して氏は酷烈にして野蠻なる人身攻撃をサ「ロバート、ピールの頭上に加へたるは實に彼の爲し得べき行爲の最も巧みなるものと云ふべきなり、

此時よりしてヂスレリー氏は事實上保守黨の首領となり彼の聲は保守黨を指揮するの聲となり、ヂスレリー一生の方向と保守黨將來の方針とはヂスレリー氏當夜の行為に依りて確定せられたるものなり

斯の如くヂスレリー氏の機に投じたる辨論に依りて誘致せられたる保守黨運命の大廻轉は端なく下院に於ける一個の保守黨の組織となりヂョーヂ、ベンチング卿は推されて此放膽なる冒險的黨派の首領となりたりベンチング卿の銃獵を好める貴紳士にして氣概頗る高く其目的と所信とを固持し政治上の能力識見又すくなからざるも從來之が實驗と其意見の發表に適當なる好機會を得ざりしなり、ヂョーヂ、ベンチング卿は議院にあること既に八會期を閲するも未曾て大討議に際して辨論を試みたることなかりしが俄然下院の保守黨の首領に推載せられてより全力を擧げて黨の爲に盡したり、元來卿の保守黨に於けるは單に一人の創立者たる關係を有したるに過ぎざりしも日を追ひ時の經つに従ひ種々の點に於て首領に適材なるを黨員の認むる

所となり遂に首領に推選せらるゝに至りしなり、而して卿が一度首領たることを承諾するや孜々として其財務に執掌し毫も倦怠の色なく其不幸にして夭折する時に至るまで其双肩に負擔せる重責に意を注ぐこと寸時も怠りたることなかりし、實際卿の實力は第二流にだも位すること能はざりしものにして其熱心勢力を責して論議したる問題に關してすらも他人の急速に調査して得たる智識にも劣れること往々にして之有りしなり、然れ共智識の豊富なることは必ずしも議院に於ける一黨の首領たるに必要の條件にあらずして冷靜、良質、意思強健にして能く他人の長所を鑑識して之を容るゝの度量あり其地位高く社會に於ける勢力大なるに於ては假令天稟の雄辨と政治的伎倆に長ずるなしと雖も以て首領として成功し得べきなり、而してベンチング卿は忍耐力あり氣力あり快活の氣象あり他人の長所を鑑識するの能力を具備したるも其音聲惡しく納辨の人たるを免れざりしと雖も而も常に識意を以て演説を爲し其云ふ所一つとして肺裡の確信より出づる所ならざるなく經濟學上の理論と實際



上の事實と相背戻するに拘はらず頑として舊主義を確信して動かす是即當時の保護貿易主義政黨の首領たるに最も適したる性格と云ふべし、

斯の如くして分離黨の組織は完成し既にして一月二十七日となり首相サー、ロバート、ピールは議會に出席して其財政々案を説明するの時至れり、首相は全然遞減税法を廢止するの目的にありしと雖も今暫くの間は此方法に依りて穀物一クワターの市價四十八志以下なるときは一クオターに付十志金のを賦課し市價五十三志に昇騰し課税一クワターに付四志に減少するに至るまでは市價に一志の騰貴ある毎に税額一志を減少し三年間此方法を繼續し滿三年の後に至りて穀物に關する一切の保護制度を廢止せんとしたるなり、而して首相ピールは豫め國費に充つる收入の途を備ふるの必要をも考へ且又豫め保護制度の急廢に隨伴して生すべき危険を除くの必要も考案したるの結果なるが故に製造品其他諸種の生産物には漸次自由貿易の原則を適用せんとする旨を公言し且又自由労働者の勞力に依りて砂糖を耕作するもの

を保護して奴隸を使役して砂糖を耕作する者の爲めに競争の結果壓到せらるゝことなからしめんことを計り砂糖に關する各般の税金は多少之に制限を加ふると雖も全廢することあるべからず外國輸入の家畜に對する税金は直ちに之を廢止せんことを説明せり、

首相の此演説は未だ自由貿易論者を満足せしむる能はず、彼等自由貿易派の主張は若し出來得べくんば三年を待たず又其間種々の姑息手段を弄する事なく直ちに自由貿易主義を實行せん事を希望するものなり然りと雖も彼等に於ても政府の政策に依りて得る所の利益を抛棄してまでも此提案に反對の動議を提出するの決心は勿論なかりしなり

三月十五日九十八票の多數を以て該案は衆議院の第三讀會を通過し議案は直ちに貴族院に廻送せられしウエーリントン公の熱心なる斡旋に因り多くの反對を受くることなくして貴族院も通過したり然るに六月二十六日即ち該案の貴族院に於て第三讀

會を開かるゝの日は恰もグレイ卿の議院改革案が提出せれしより以來重要なる立法案を提出して内閣の瓦解を惹起し以後英國議院史上の紀念日となれり、しかしながら是は只一つの余談に過ぎざるも記して以て參考に供するのみ

政治思想終

明治四十三年九月二十三日印刷  
明治四十三年十月三日發行

定價金參拾五錢

著者 和田良平

發行者 古田久一  
東京市赤坂區青山南町六丁目六十六番地

印刷者 遠藤廉治  
東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地

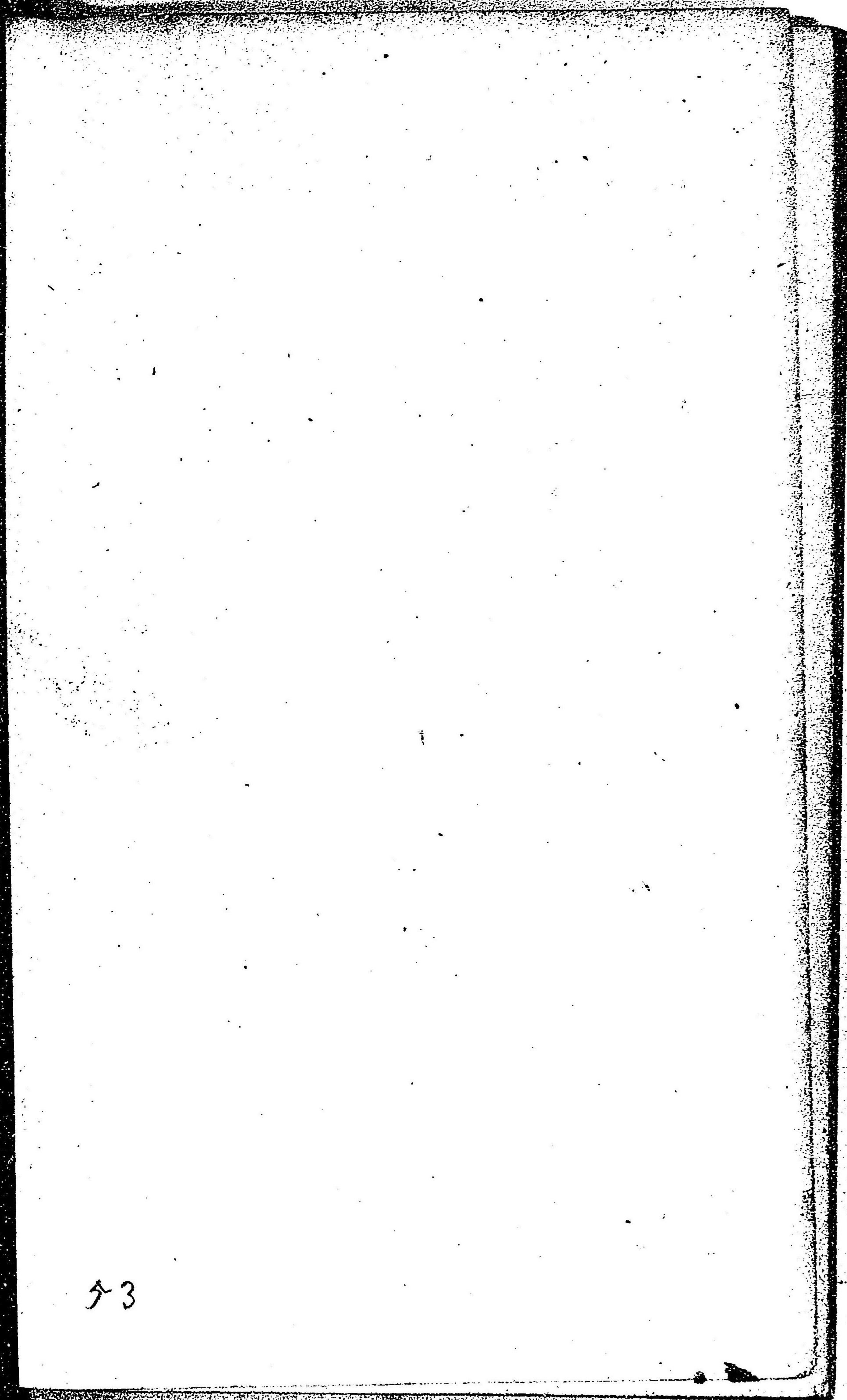
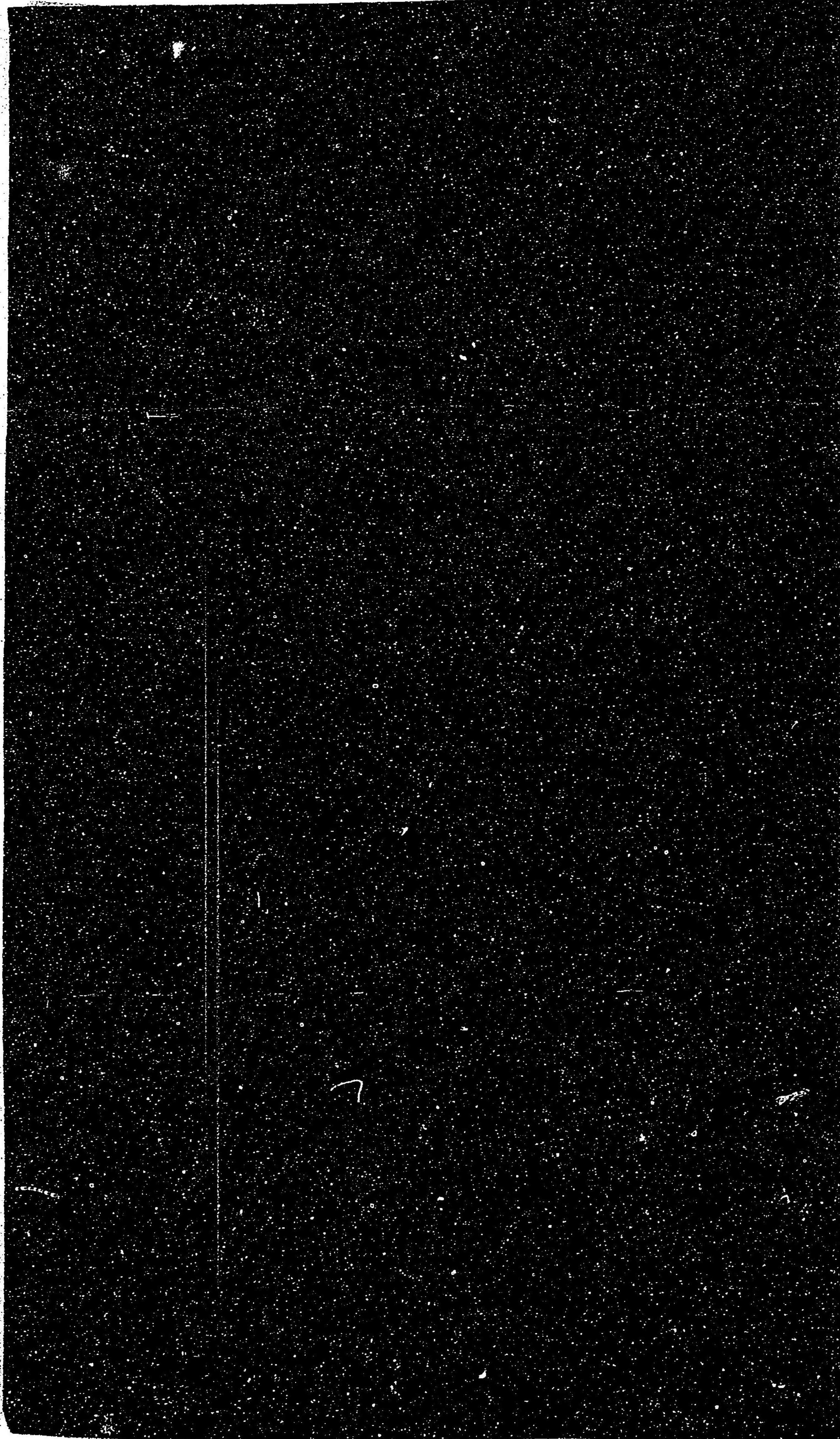
印刷所 公木社  
東京市牛込區馬場下町早稻田中學校前

寶永館書店

同文館 上田屋  
東山堂 寶文館  
文影堂 武藏屋

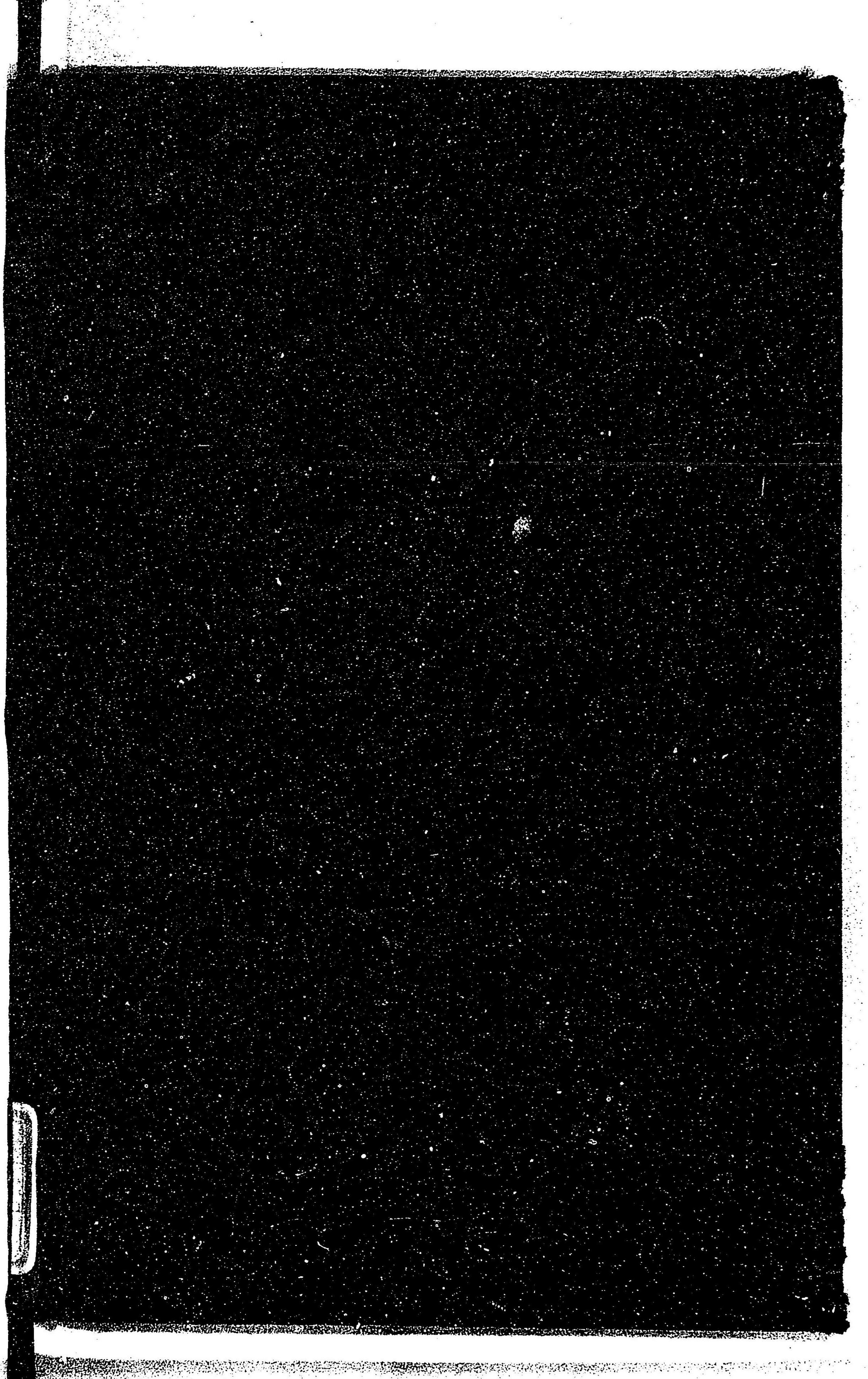
發行所  
大賣捌





3

82  
677



028039-000-6

82-611

政治思想

和田 良平/著

M43

BAA-0474



